

第Ⅲ部

平成27年度に
講じた施策

第Ⅲ部 平成27年度に講じた施策

第1章 インバウンド新時代に向けた戦略的取組

第1節 「色とりどりの魅力を持つ日本」の発信と地方への誘客

1 広域観光周遊ルートの形成・発信等による地方への誘客

(1) 広域観光周遊ルートの形成・発信

テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域をネットワーク化した広域観光周遊ルートを形成するため、2015年(平成27年)4月に公募を開始し、有識者から構成される「世界に誇れる広域観光周遊ルート検討委員会」からの意見を踏まえて、同年6月12日に7つのルートを認定した。認定された広域観光周遊ルートについては、各ルートの協議会等が主体となって実施する、マーケティング調査、計画策定、受入環境整備、滞在プログラムの充実、海外へのプロモーション等の事業に対して支援を行った。(第Ⅲ部第3章第1節参照)

(2) 地方空港へのLCC等の新規就航の促進

地方空港へのLCC等の新規就航を促進するため、日本政府観光局(JNTO)は、2015年(平成27年)9月19日から22日にかけて南アフリカ共和国・ダーバンにて開催された「World Routes 2015」及び2016年(平成28年)3月6日から8日にかけてフィリピン・マニラにて開催された「Routes Asia 2016」に出展し、海外の航空会社とそれぞれ約25件の商談を実施した。

(3) ドライブ観光や鉄道旅行の魅力発信

香港市場において、個人旅行客をターゲットにした、鉄道やレンタカーでの訪日旅行を訴求する「Rail & Drive」プロモーションを実施した。また、2015年(平成27年)6月に広域観光周遊ルートとして認定された「昇龍道」に、同年11月、香港のテレビ番組を招請し、北陸新幹線や七尾線観光列車「花嫁のれん」取材した番組が制作、放映された。

(4) 海外での発信力を有する者を活用した訪日プロモーション

ビジット・ジャパン事業では、各市場において、現地の旅番組や、ウェブサイト、SNSにおいて高い発信力を有するブロガー等を日本の各地方に招請し、地方の観光魅力を伝える番組の制作・放映や、SNSへの投稿を促進した。例えば、マレーシアにおいては、2015年(平成27年)5月に、ムスリムタレントを起用した日本の観光魅力を紹介する旅番組「Jejak Jepun Jihan」を招請し、同番組の制作を支援することで、現地における訪日意欲の促進に寄与した。

また、ふるさと名物発信等事業(海外情報発信事業)では、現地において高い発信力を有する者(インフルエンサー)を日本の各地方へ招請し、記事掲載等を促進したほか、その取材の様子を記録映像に収め、インターネット上で公開することにより、継続的な情報発信を行った。

(5) 動画を活用した訪日外国人旅行者の地方誘客に向けた取組

JETプログラム⁴⁵参加者や留学生等の日本在住の外国人を対象に、SNS上において、2015年(平

⁴⁵ JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)は、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会の協力の下、地方公共団体等が実施する交流事業であり、JETプログラム参加者が小学校、中学校や高校で外国語を教えたり、地方公共団体における国際交流事業に携わることなどを通じて地域における国際化に寄与している。

成27年)11月から2016年(平成28年)1月にかけて、日本の魅力をPRする映像を募集し、集まった映像を海外の有名ブロガーやインフルエンサーを活用し拡散した。

2 新たな季節需要・訪日需要の掘り起こし

(1) 訪日シーズンの分散化

2014年度(平成26年度)に引き続き、桜をテーマとした訪日プロモーションを継続して実施し、春を訪日シーズンとして定着させることに成功した。さらに、2015年度(平成27年度)は、紅葉をテーマとした広告宣伝や、冬の雪をテーマに海外旅行博への出展等を行い、四季折々の日本の魅力を発信し、年間を通じた訪日シーズンの創出に向けた訪日プロモーションを実施した。

(2) 新たな訪日需要の掘り起こし

ビジット・ジャパン事業では、各市場向けウェブサイトやSNSにおいて、新たな訪日需要につなげるべく、マラソンやサイクリング等、特定の趣味・関心に基づく旅行(スペシャル・インタレスト・ツアー)に関する情報を継続的に発信した。

また、「ふるさと名物発掘・連携促進事業」として“世界にまだ知られていない、日本が誇るべきすぐれた地方産品”を発掘し、海外に広く伝えていくプロジェクト「The Wonder 500」を実施し、2015年(平成27年)8月に、10の観光体験を含む、500商材を発表した。また、訪日外国人旅行者に紹介したい観光体験を含む「ふるさと名物」の投稿サイト「NIPPON QUEST」を開設、13言語で世界へ発信する事業を実施した。

(3) 航空路線の新規就航・増便を促進するインセンティブ付与

那覇空港(貨物便)と羽田空港を除いた国管理空港・共用空港を対象に、国際旅客定期便と国際旅客チャーター便の着陸料軽減措置を継続して実施した。また、2016年度(平成28年度)に向けて制度の見直しを図り、地方空港への国際線就航を促進し、「地方イン・地方アウト」の流れを作るため、地域が実施する国際線誘致等の取組と協調して、国管理空港・共用空港の国際線の新規就航・増便について、着陸料を更に軽減する制度を設計した。

第2節 未来を担う若い世代の訪日促進

1 海外からの教育旅行の拡大に向けた取組

海外の若者に日本の魅力を知ってもらうと同時に、日本の児童生徒の国際理解を深める訪日教育旅行の円滑な受入れを促進するため、2015年(平成27年)7月、観光庁と文部科学省が連携して、「訪日教育旅行受入促進検討会」を開催した。本検討会において、訪日教育旅行受入促進のための具体的方向性として、地域の観光部局における調整・相談窓口の構築や海外と地域をつなげる一元的窓口の設定等を記載した報告書を取りまとめ、同年10月に公表した。

2 第23回世界スカウトジャンボリーの開催

2015年(平成27年)7月、山口県で、世界の約155の国と地域から約34,000人のスカウトが参加し、世界スカウトジャンボリーが開催された。本大会では、様々な国の参加者による共同生活や、環境や平和などの国際的な課題を学ぶ機会を提供することにより、青少年の国際交流の推進に貢献した。また、日本文化を紹介する日本パビリオンの設置や大会前後に行われたスカウトによるホームステイ等を通じて、未来を担う海外の若い世代の日本への興味・関心の醸成に寄与した。



開会式の各国国旗入場における、日本国旗の入場の様子



閉会式前で各国スカウトが集合し、交流している様子

第3節 欧米からの観光客の取り込み

1 欧米における訪日プロモーション事業

欧州における訪日需要の高まりに対応するため、ビジット・ジャパン事業の重点市場に、イタリア、ロシア、スペインの3市場を追加し、訪日プロモーションを強化した。

特に、2015年(平成27年)11月にロンドンで開催された旅行博の「World Travel Market 2015」でビジット・ジャパンプースがベストデザイン賞を、2016年(平成28年)1月にマドリードで開催された旅行博の「Feria Internacional de Turismo 2016」でスタンド賞を受賞する等、世界規模の旅行博における日本の存在感が高まった。

2 国際イベントを活用した訪日プロモーション事業

2015年(平成27年)8月に「食」をテーマに開催されたミラノ国際博覧会を好機ととらえ、「食文化の多様性、伝統と革新が共存する食文化」をテーマとした日本館において、訪日促進のプロモーションを実施した。

また、2015年(平成27年)9月には、ニューヨークで開催された第70回国連総会に合わせて、米国メディア等に対する訪日観光セミナーを開催したほか、国連政府代表、在ニューヨーク総領事館、農林水産省及び観光庁の共催による国連関係者や世界の政財界リーダー層を招いたレセプションの場で、日本の観光魅力を発信した。



安倍総理による観光魅力の発信

3 現地の日系人コミュニティ等と連携した訪日プロモーション

2015年(平成27年)7月、ブラジルで開催された「サンパウロ日本祭り」において、在サンパウロ日本国総領事館等と連携し、日本の観光魅力の発信及び訪日旅行の認知度向上を目的とした訪日プロモーションを実施した。また、2015年(平成27年)11月、豪州において、現地の日本人会が主催する「Japan 祭り」に訪日促進ブースを出展し、現地の日系コミュニティと連携し、日本の観光魅力を発信した。

4 日中韓三国の取組

2015年(平成27年)4月に東京で開催された「第7回日中韓観光大臣会合」において、三国共同プ

ロモーションである「ビジット・イースト・アジア・キャンペーン」の推進について合意された。本合意に基づき、三国の政府観光局が、欧米の現地事務所同士で連携し、三国を周遊するクルーズ商品を取り扱う旅行会社のキーパーソンを三国の主要寄港地に招請するなど、共同プロモーションを実施した。

第4節 現地における訪日プロモーション基盤の強化

1 重点市場の拡大

東南アジアや欧州における訪日需要の高まりに対応し、訪日プロモーションを強力に展開するため、ビジット・ジャパン事業の重点市場として、これまでの14市場に加え、新たにフィリピン、ベトナム、インド、イタリア、ロシア、スペインの6市場を追加した。

2 現地企業や政府関係機関との連携による強力なプロモーションの実施

2015年(平成27年)11月に、バンコクにおいて観光庁、日本政府観光局(JNTO)、経済産業省、日本貿易振興機構(JETRO)が連携して、ビジット・ジャパン事業及びクールジャパン事業関連の3つのイベントを同時期、同じエリアで開催する「JAPAN WEEKEND」を実施した。

また、観光庁、日本政府観光局(JNTO)、一般社団法人日本民間放送連盟(民放連)、株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)、映像産業振興機構(VIPO)、日本貿易振興機構(JETRO)が連携し、東南アジアで日本の番組が24時間視聴できるエンターテイメントチャンネル「WAKU WAKU JAPAN」において、2015年(平成27年)6月中旬から7月上旬にかけて日本のドラマの放映に合わせて訪日促進のCMを放映したほか、キックオフイベントとして同年6月にジャカルタでドラマ等のコンテンツと訪日観光の共同プロモーション「JAPAN WEEKEND」を実施した。

3 訪日観光情報の総合的発信に向けた日本政府観光局(JNTO)ウェブサイトの機能強化

2015年(平成27年)12月、日本政府観光局(JNTO)の外国語版ウェブサイトにおいて、利用者の利便性向上のため、免税店及び無料公衆無線LANに関する情報に直接アクセス可能となるよう改善を図った。また、総合的な訪日観光情報の発信のため、鉄道や地方の観光魅力等を取り上げた各種記事を毎月7～8本制作し、ウェブマガジンとして発信した。

4 「地方の魅力発信プロジェクト」

地方自治体等が在外公館と共催し、在外公館施設を活用して実施する地域の物産や観光などの海外展開プロモーション活動の支援については、2015年度(平成27年度)は、アジア、北米、欧州等で17件実施した。このうち、2015年(平成27年)10月には、徳島県が在ロサンゼルス総領事館において「徳島県「食・観光」プロモーションセミナー」を開催し、現地の旅行会社、旅行雑誌・TV局等に対して米国から徳島県への更なる観光客誘致を働き掛けるPR事業を実施した。



「徳島県「食・観光」プロモーションセミナー」
(2015年(平成27年)10月、在ロサンゼルス日本国総領事館)

5 日本の生活習慣・マナーに関する情報発信

訪日外国人旅行者に日本での旅行を快適に楽しんでもらうため、中国においては、現地旅行会社と連携し、出発前の訪日団体旅行客に対して、日本の文化・風習等に関する説明会を実施したり、温泉や旅館におけるマナーを解説した冊子を制作・配布したりしている。また、2015年(平成27年)10月からは、日本政府観光局(JNTO)のウェブサイトやSNSにおいて、温泉の入り方等の日本の文化や風習に関する情報を、4コマ漫画仕立てで分かりやすく解説している。

・英語、中国語(簡体)の2言語にて、4コマ漫画形式による、マナー等の解説を発信



行列に並ぶことで、効率的に早く入店できることを解説



入浴マナー等、温泉の正しい楽しみ方を解説

第5節 オールジャパン体制による連携の強化

1 日本の放送コンテンツ等の海外展開の促進

「地域の活性化」や「訪日外国人観光客の増加」、「日本食・食文化の魅力発信」、「日本の最先端の音楽・ファッション等の発信」等を目的とした放送コンテンツ等の製作・現地化や海外への継続的な発信、広報等に対する総合的かつ一体的な切れ目のない支援事業を実施した。具体的には、周辺産業とも協力し、放送コンテンツを通じて地域の魅力を発信する事業を34件実施したほか、日本のコンテンツの海外展開の促進については、字幕付与・吹き替え等の現地化や国際見本市への出展、広告出稿等のプロモーション費用に対する支援を855件実施した。また、2015年(平成27年)3月に株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)が支援を行うことを公表した「日本のコンテンツを24時間365日放送するとともに関連する物販やインバウンドを促進するジャパンチャンネル事業」として、同年7月、インドネシア、ミャンマーに加えてシンガポールでの放映を開始した。さらに、途上国等商業ベースでは日本のテレビ番組が放送困難な国・地域において、日本のアニメ・ドラマ等の放送コンテンツの無償供与を実施した。

また、各省庁が実施する放送コンテンツ等の海外展開に併せて、日本の地方の魅力を発信する訪日促進CM等の制作・放映を実施した。

2 地域の魅力の情報発信の強化

日本貿易振興機構（JETRO）が地場の伝統工芸品、農林水産物・食品等地域の魅力を分野横断的に海外にPRし、輸出や対日投資につなげる「地域貢献プロジェクト」を実施するに当たり、観光誘致の要素も含めて質の高い対外発信を実施するため、日本政府観光局（JNTO）と定期協議を行い、個別プロジェクトに関する情報交換や日本政府観光局（JNTO）事業との具体的な連携について協議したほか、観光プロモーションの効果的な手法等に関する情報支援を日本政府観光局（JNTO）が実施した。

3 地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業

岸田外務大臣のイニシアティブにより、2015年（平成27年）から、外務大臣が地方自治体の首長と共催して在京外交団等を外務省施設である飯倉公館に招き、地方の多様な魅力を内外に発信する「地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業」を開催している。2015年度（平成27年度）は、広島県・広島市、三重県、青森県、香川県とそれぞれ共催して実施した。このうち、2015年（平成27年）11月には、青森県知事と共催して、青森の豊かで美しい自然などの青森の魅力をアピールした。



外務大臣及び青森県知事共催レセプション
(2015年（平成27年）11月)

4 国際放送の充実強化

日本の情報や魅力を世界に発信するため、NHKのテレビ国際放送（NHKワールドTV）の充実強化の一環として、これまでの衛星放送を中心とした配信に加え、現地の視聴実態に合わせてケーブルテレビ等を通じた配信を推進するとともに、多様な媒体を通じた周知広報を実施した。また、中南米の国を対象にスペイン語字幕による多言語放送を試行的に実施した。2015年（平成27年）11月、タイ、シンガポール、台湾の有力なインフルエンサーを招請し、NHKワールドTVのチャンネルの中で、（株）日本国際放送の旅行番組「Beauty Journey」により、温泉等の体験の様子を紹介するなど、日本の魅力を世界に発信した。

5 「地域の魅力発信セミナー・ツアー」

2015年度（平成27年度）は、地方自治体と協力して在京外交団に対し各地方自治体がそれぞれの特色・施策（産業、観光、投資・企業誘致等）に関する情報を発信するセミナーを2件開催した。また、在京外交団が実際に地方を視察し、各地方が誇る文化・産業施設等の魅力を直接見聞するツアーを5件実施した。

6 政府一体となった日本の魅力の海外発信

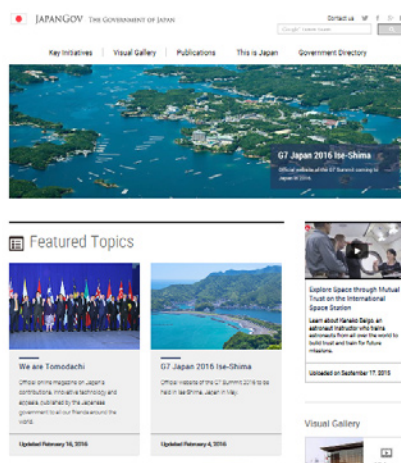
観光をテーマに含む海外に発信すべき広報コンテンツをまとめた電子書籍「We Are Tomodachi」（英語・フランス語・スペイン語）を定期的に発行するとともに、政府公式英文ウェブサイト「JapanGov」や政府公式SNS、アプリから発信を行った。

また、外国要人の訪日に際し、地方を訪問いただくことで各地の魅力や「おもてなし」を体験していただき、その際の動画を制作し、対外的に発信する取組を実施した。

We Are Tomodachi New Year 2016



電子書籍「We Are Tomodachi」
<http://www.japan.go.jp/tomodachi/index.html>



政府公式英文ウェブサイト「JapanGov」
<http://www.japan.go.jp/index.html>

第6節 ビザ要件の戦略的緩和

2015年（平成27年）は、6月にブラジル向け数次ビザの発給、8月にモンゴル向け数次ビザの発給を開始した。さらに、2016年（平成28年）は、1月にインド向け数次ビザの発給要件の大幅緩和、2月にベトナム及びインド向け数次ビザ発給要件の緩和、ブラジル向け数次ビザの滞在期間の延長措置を開始した。

2014年（平成26年）にビザ緩和されたフィリピン、ベトナムや、2015年（平成27年）1月に数次ビザが緩和された中国において、航空会社や旅行会社との共同広告や各国で開催されるイベントへのブース出展を通じて、訪日プロモーションを展開した。

第7節 インバウンド・アウトバウンド双方向での交流促進

1 二国間関係の強化

2015年（平成27年）9月に、太田国土交通大臣（当時）は、ツーリズムEXPOジャパン開催に合わせて訪日したタイ国観光スポーツ省コップカーン大臣をはじめ、ブルガリア、リトアニア、ミャンマー、ルーマニアの観光担当副大臣等と面会し、双方向交流の拡大について意見交換を行った。また、同年10月には、安倍総理の中央アジア訪問に合わせて、ウズベキスタンと観光分野協力に関する覚書を作成した。



各国大臣の表敬訪問を受ける太田国土交通大臣（当時）（2015年（平成27年）9月、東京）

2 日中韓三国の取組

【再掲】第Ⅲ部第1章第3節4

3 国際機関等への協力を通じた国際観光促進

UNWTO(国連世界観光機関)やASEAN(東南アジア諸国連合)+3(日本、中国、韓国)、OECD(経済協力開発機構)及びAPEC(アジア太平洋経済協力)等の観光分野における国際会議の中で、我が国のインバウンド観光政策等を共有し、加盟国・地域のインバウンド観光政策の向上に積極的に貢献した。

特にUNWTO(国連世界観光機関)に関して、2015年(平成27年)9月、我が国は25年ぶりに執行理事国に就任し、世界の観光分野における国際課題の解決により積極的に関与していくこととなった。理事国就任を踏まえ、2016年(平成28年)2月に観光庁と

UNWTO(国連世界観光機関)との共催で「遺産観光に関する国際会議」を開催し、国内外の有識者の参加の下、文化遺産の観光資源としての活用・保全の方策等に関して議論を行った。

また、2016年(平成28年)1月の第15回ASEAN+3観光大臣会合(フィリピン・マニラ)において、我が国は、「ASEAN+3観光協力に係る覚書」に署名した。



UNWTO(国連世界観光機関) 地域大臣会合の様子
(2015年(平成27年)6月、モルディブ)

4 双方向交流の推進

世界の141の国・地域から政府観光局、旅行関連団体・企業が集結する世界最大規模の相互交流イベントである「ツーリズムEXPOジャパン」(2015年(平成27年)9月24～27日)の開催支援を行い、世界各地の魅力に触れる機会を通じて、日本人の海外旅行需要を喚起した。

第1節 「訪日外国人による観光消費拡大・地域活性化」プログラム

1 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充を契機としたショッピング・ツーリズムの振興と地方における消費拡大

(1) 免税手続カウンター制度の活用

2015年(平成27年)4月1日より、商店街等の店舗で訪日外国人旅行者に販売される物品に係る消費税の免税販売手続を一括で行うことが可能な免税手続カウンター制度を創設した。本制度について、地方運輸局・地方経済産業局が連携し、地方自治体、商工会議所、商店街関係者等を対象に、全国各地で説明会の開催等に取り組んだ結果、全国において本制度の活用事例が拡大している(2016年(平成28年)2月現在、商店街においては6件、ショッピングセンターにおいては22件)。また、2015年(平成27年)4月10日に創設した免税手続カウンターのシンボルマーク『Japan. Tax-Free Counter』の活用も進んでいる。

(2) 地方における消費税免税店の拡大

2014年(平成26年)10月1日から施行した免税対象品目の拡大の効果もあり、全国の免税店数は2015年(平成27年)4月1日時点で18,779店舗まで拡大し、その内訳としては三大都市圏⁴⁶で12,225店、地方部で6,554店となった。地方における更なる免税店の拡大に向け、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」において、「地方の免税店数を、2020年に20,000店規模へと増加させる」ことを新たな目標とし、免税制度相談窓口を通じた制度拡充の周知等に努めた結果、2015年(平成27年)10月1日時点における全国の免税店数は29,047店となり、うち地方部の免税店数は11,137店まで拡大した。

(3) 免税商店街の海外への情報発信

2015年(平成27年)5月に商店街として全国初の免税手続カウンターを設置した岡山市表町・ロマンチック通り商店街を海外にPRするため、同年12月、一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会が当該免税商店街をPRするイベントを開催し、海外メディアを招請しファムトリップを実施した。日本政府観光局(JNTO)においては、当該イベントの海外への情報発信を実施した。

(4) 商店街における訪日外国人旅行者受入れのための環境整備

2015年度(平成27年度)予算により、商店街におけるWi-Fiの整備等に係る取組を支援した。

(5) 海外発行カード対応ATMの設置促進

海外発行カードで現金が引き出せるATMの設置拡大のため、関係省庁が連携し、関係事業者との意見交換等も含め働きかけを行い、3メガバンクでは、2015年度(平成27年度)から導入が開始された。また、イーネット(ATM設置・運営会社)、一部の地方銀行で2016年度(平成28年度)から海外発行カード対応ATMの導入を予定している。

日本政府観光局(JNTO)では、外国語版ウェブサイトにおいて、海外発行クレジットカードが利用可能なATM(ゆうちょ銀行ATM及びセブン銀行ATM)の情報を掲載し、訪日旅行の基礎情報

⁴⁶ 三大都市圏：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県

として発信した。

(6) 地域の魅力あるショッピングエリアを巡るコースの設定

日本ならではの伝統工芸品や地域産品等に触れながら買い物を楽しむことができる、地域の魅力あるショッピングエリアを巡るコースを、全国で46コース設定し、2016年(平成28年)3月16日より、日本政府観光局(JNTO)のウェブページに専用サイトを創設し、情報発信を開始した。

(7) 春節に向けた訪日プロモーション

2月上旬の旧正月(春節)に向けて、日本での買い物の魅力をPRし、更なる訪日外国人旅行者の増加に寄与するため、一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会と連携し、2015年(平成27年)12月から2016年(平成28年)1月の間、日本の各店舗が実施するイベント・セール情報をウェブサイトを集約し、フェイスブック等を通じて発信した。

(8) 北海道産の農水産品等による観光の推進

訪日外国人旅行者向け国際宅配輸送サービス「海外お土産宅配便」(北海道産品を直接かつ安定的に輸出するため、冷蔵・冷凍貨物の小口混載輸送サービスに産学官連携で取り組んでいる「北海道国際輸送プラットホーム」を活用)について、マレーシアへのサービスの開始、ネットショッピングサイトやフェイスブックの開設、台湾の観光情報サイト等と連携したアンテナショップでの北海道産品の販売など、利用拡大に向けた取組を実施した。

2 地方の農林水産物・食品の販売促進

(1) 農畜産物のお土産に関する動植物検疫の環境整備

お土産としての持ち帰りが可能な品目等を掲載したパンフレットを作成し、訪日外国人旅行者や小売事業者等に対して広く配布、説明すること等により、検疫制度や持ち出しが可能な品目等について周知を行った。さらに、主要空港(成田、羽田、関西、福岡)の旅客ターミナルに輸出検疫カウンターを設置し、輸出検疫の利便性向上を図るとともに、北海道のメロンや福岡県のイチゴ等のモデル販売等を通じ、訪日外国人旅行者等へ農産物を販売する事業者が取り組みやすい植物検疫の受検方法・体制の構築を行った。2016年(平成28年)1月、簡易証明書によるシンガポール向け牛肉、豚肉等の携帯品(おみやげ等)輸出を開始した。

(2) クルーズ埠頭における地域の農林水産品・食品の消費の拡大

クルーズ旅客等による消費の拡大を通じた地域活性化を図るため、全国クルーズ活性化会議等の場において、2015年(平成27年)4月に創設された「クルーズ埠頭における臨時の免税店届出制度」の活用を促した。

(3) 農林漁業者と観光事業者等との連携による6次産業化の推進

農林漁業者と観光事業者等との連携による6次産業化の取組について、地域における推進体制を強化するとともに、農林漁業成長産業化ファンド等の活用により、個別事業者の連携を推進した。

3 保税売店の市中展開による買い物魅力の向上

2015年度(平成27年度)は、東京・銀座において関税、酒税、たばこ税、消費税が免税となる保税売店(空港型免税店)が2店舗オープンし、羽田空港及び成田空港において、これらの保税売店(空

港型免税店)で購入した免税物品を受け取ることができるサービスが開始された。

4 日本政府観光局(JNTO)によるインバウンドビジネスの新規参入拡大への取組

2016年(平成28年)1月に、日本政府観光局(JNTO)が国内外の有識者を招き、「観光ビジネス立国の条件」と題してシンポジウムを開催し、インバウンドビジネスへの新規参入に資する情報を広く発信した。

第2節 観光産業の活性化・生産性向上に向けた人材育成など

1 訪日外国人旅行者に向けた宿泊施設の情報発信の促進

日本政府観光局(JNTO)のウェブサイト開設した宿泊施設総合案内サイトにおいて、観光庁、日本政府観光局(JNTO)、宿泊団体が連携し、ホテルや旅館等の詳細な情報として各宿泊施設のホームページURLなどを掲載しコンテンツの充実を図り、訪日外国人旅行者の多様なニーズに対応した宿泊施設の情報発信を行った。

2 観光産業における人材育成

観光産業における人材育成の観点から、様々な切り口で事業を行った。具体的には、観光立国の意義及び観光産業についての理解促進を目的とした一橋大学等における産学官連携講座の実施、観光産業への就業意欲醸成を目的としたインターンシップ事業の実施、小樽商科大学とともに宿泊業の管理者層を対象とした経営人材育成講座の開講を行った。また、更なる教育機会の創出の観点から、旅館等の経営改善及び生産性向上を目的とした無料オンライン講座「旅館経営教室」の配信及び意識啓発セミナーを全国各地で開催した。

3 観光産業の活性化・生産性向上に向けた人材育成等

地域の魅力が集まる「道の駅」を活用し、観光や地域振興を学ぶ学生の課外活動やインターンシップの取組を実施した。

4 ホテル・旅館等の業務に従事する外国人の在留資格の明確化

外国人がホテルや旅館等の宿泊施設での就労を希望する場合における在留資格の該当性に係る考え方及び許可・不許可に係る具体的な事例として、法務省ホームページ上に「ホテル・旅館等において外国人が就労する場合の在留資格の明確化について」を掲載し、周知を行った。

5 外国人スキーインストラクターの在留資格要件の検討

日本で本格的にスキーを楽しむ外国人旅行者が増加していることを踏まえ、外国人スキーインストラクターの在留資格要件について、スノーリゾート関係者のニーズ調査を実施した上で、実務経験年数に替わる要件の検討を進め、一定のスキーインストラクター資格を有することを代替要件として認めることとした。

6 海外の有望な観光関連企業の誘致

日本貿易振興機構(JETRO)は、訪日外国人旅行者が増加しているアジアを中心に、地方都市に路線を就航させる航空会社、リゾート運営会社、観光関係マスコミ、観光客向けの金融決済・免税代行等のサービスなど13社の観光関連企業を誘致した。また、観光関連の在日外資系企業と日本

企業との提携を目的とした交流会を開催した。

7 ツアーオペレーター認証制度の定着

インバウンドの手配を行うランドオペレーターのサービスは、日本の観光に対する評価を左右しかねないことから、一般社団法人日本旅行業協会（JATA）を事務局として、ランドオペレーター業務を行う企業を対象とした、その提供するサービスの質や当該企業に対する信頼性が一定水準以上であることを明示するための認証制度を運用している。観光庁では、ホームページや海外での商談会等で、同制度及び認証取得事業者のアピールに努めた。

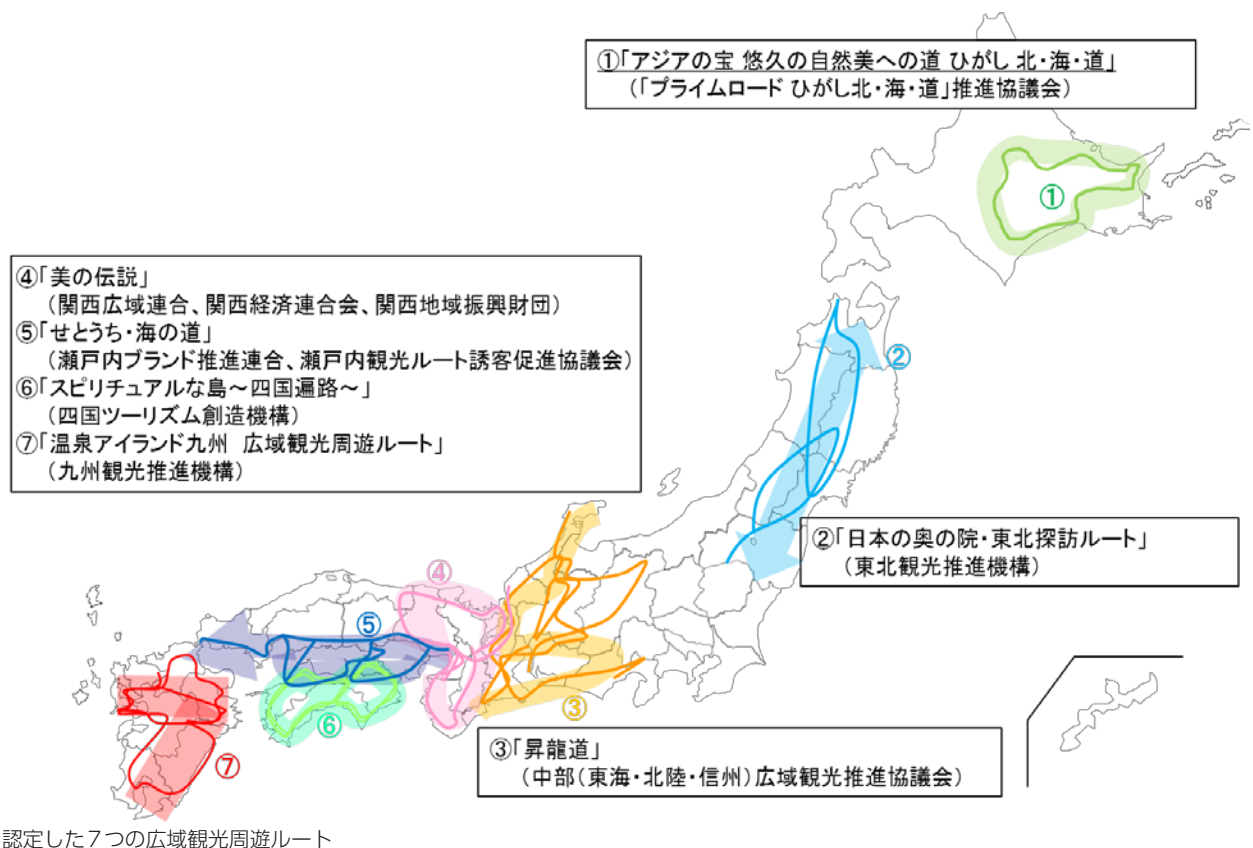
8 宿泊業の生産性向上

宿泊業の生産性向上に向けた取組を実施するため、2015年（平成27年）10月に一般社団法人日本旅館協会と「旅館ホテル生産性向上協議会」を発足させた。同協会会員からモデル旅館・ホテルを選出し、それぞれ個別コンサルティングを行い、課題の抽出や改善策の策定に向けた取組を行った。また、旅館等の経営改善及び生産性向上を目的とした無料オンライン講座「旅館経営教室」の配信及び意識啓発セミナーを全国各地で開催した。

第1節 広域観光周遊ルートの形成・発信

1 広域観光周遊ルートの形成・発信

テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域をネットワーク化した広域観光周遊ルートを形成するため、2015年(平成27年)4月に公募を開始し、有識者から構成される「世界に誇れる広域観光周遊ルート検討委員会」からの意見を踏まえて、同年6月12日に7つのルートを認定した。認定された広域観光周遊ルートについては、各ルートの協議会等が主体となって実施する、マーケティング調査、計画策定、受入環境整備、滞在プログラムの充実、海外へのプロモーション等の事業に対して支援を行った。



2 道路の整備等

高規格幹線道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を促進し、観光旅行者の来訪の促進や利便性の向上を図った。

なお、高規格幹線道路の延長については、2015年度(平成27年度)は新東名高速道路(浜松いなさJCT～豊田東JCT)等、新たに216kmが開通し、合計11,266km(2016年(平成28年)3月末現在)となった。

また、既存の高速道路を有効活用し、地域経済の活性化や渋滞の軽減等に寄与することを目的とした「スマートインターチェンジ(ETC専用インターチェンジ)」は、2015年度(平成27年度)は新たに7箇所が開通し、84箇所で開催済み、67箇所で開催中(2016年(平成28年)3月末現在)である。

首都圏の料金体系については、社会資本整備審議会国土幹線道路部会の中間答申における、高速道路の料金水準の整理・統一及び起終点を基本とした料金を実現すべきとの方針を踏まえ、国土交

通省から「首都圏の新たな高速道路料金の具体方針(案)」(2015年(平成27年)9月11日)、高速道路会社等より「首都圏の新たな高速道路料金の具体案」(2015年(平成27年)9月18日)が公表され、パブリックコメントを実施した。これらを踏まえ、高速道路会社が具体的な料金案を作成し、地方議会の議決など必要な手続きを経て、2016年(平成28年)3月1日に国土交通大臣が事業許可したところであり、2016年(平成28年)4月より新たな高速道路料金が開始された。

環状道路の整備等による道路ネットワークの強化により、拠点的な空港・港湾・鉄道駅へのアクセスの向上を図った。

第2節 来訪者が地域の魅力を体感し、再び訪れたくなる観光地域づくり

1 「観光地域経営」の視点から観光地域づくりを担う主体の形成・支援

(1) 日本版DMOの形成・確立

観光地域づくりの中心となる組織・機能(以下「日本版DMO」という。)の形成・確立を支援するため、日本版DMOの候補となり得る法人「日本版DMO候補法人」を登録する制度を創設した。また、望ましい機能を備えた日本版DMOを全国的に構築するため、欧米の先進事例を踏まえ、各地域の実情に応じて段階的にレベルアップできるよう、求められる機能を整理した<「日本版DMO」形成・確立に係る手引き>を作成し、日本版DMOの形成・確立を目指している地域をはじめ関係者への普及を図った。

(2) 観光立国ショーケースの形成

『日本再興戦略』改訂2015(2015年(平成27年)6月30日閣議決定)に基づき、多くの外国人旅行者に選ばれる、観光立国を体現する観光地域を作り、訪日外国人旅行者を地方へ誘客するモデルケースを形成する「観光立国ショーケース」として、北海道釧路市、石川県金沢市、長崎県長崎市の3都市を選定した。

(3) 株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)による観光地域作りファンド支援

株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)は、瀬戸内地域の地方銀行7行等とともに、同地域の観光関連事業に成長資金を供給する総額90億円のファンド「せとうち観光活性化ファンド」を組成し、10億円を上限とするLP出資⁴⁷を行うことを2016年(平成28年)3月に公表した。今後、同ファンドは、インバウンド需要開拓のための投資を実行していく。

本事業は、瀬戸内7県による広域DMOを構築する取組と連動するものとなっている。これにより、同地域が訪日外国人旅行者向け観光サービスを拡充させ、世界中の旅行者から選ばれる目的地になるとともに、域内の観光産業発展と海外からの交流人口増加により地域経済が活性化することを目指している。

2 地域の観光振興の促進

(1) 観光地域のブランド化

特定のテーマをもって国内外に訴求する際立った魅力をもつ観光地域を創出するため、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」(平成20年法律第39号)(観光圏整備法)に基づき滞在交流型観光に対応できる地域として「観光圏」の整備を促進しており、2015年度(平成

⁴⁷ LP出資とは、出資額の範囲においてのみ責任を負う有限責任組合員(Limited Partner)が行う出資のことをいう。

27年度)は「水のカムイ観光圏」、「トキめき佐渡・にいがた観光圏」及び「香川せとうちアート観光圏」の3つの観光圏を認定した。

併せて、当該3観光圏を含む全13観光圏に対し、「観光地域ブランド確立支援事業」により、地域のブランド戦略策定及びブランド戦略に基づく事業実施を支援した。

(2) 観光地域づくり事例集による観光振興の促進

観光による地方創生・地域活性化の一層の推進を図るため、全国各地の様々な創意工夫に富んだ地域づくりの事例集を作成した。観光を通じて地域づくりを行おうとする地方公共団体や観光協会をはじめ観光関係者へ幅広く配布するとともに、観光庁ホームページにおいても紹介した。



観光地域づくり事例集 2015

(3) 着地型旅行商品の造成促進・販路拡大に向けた制度の検討

国内各地において質の高い着地型旅行商品の造成・販売ルートの多角化を図るとともに、「民泊サービス」の出現や、悪質なランドオペレーターを巡る問題の深刻化等の新たな諸課題を踏まえ、旅行業のあり方について、幅広い観点からの検討を行った。

(4) 通訳案内士制度の見直し

通訳案内士制度は、創設以来60年以上が経過し、大都市部への偏在や、言語面における偏在、ガイドニーズの多様化等、様々な課題が指摘されている。

このため、2014年(平成26年)12月より「通訳案内士制度のあり方に関する検討会」を開催し、改善策を議論した。また、2016年(平成28年)3月30日に取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、通訳案内士については、2017年(平成29年)中に、一定の品質確保を前提に、「業務独占規制」の見直しを含め、サービスの供給拡大措置を構築することとした。

さらに、2015年(平成27年)9月に「構造改革特別区域法」(平成14年法律第189号)の一部改正法が施行され、地方公共団体が実施する研修を修了し「地域限定特例通訳案内士」として登録された者は、特区内において外国人に対する有償での通訳案内が可能となった。2016年(平成28年)3月現在、京都市など6計画を認定しており、今後更なる拡大が見込まれる。

(5) 文化財の英語解説の改善・充実

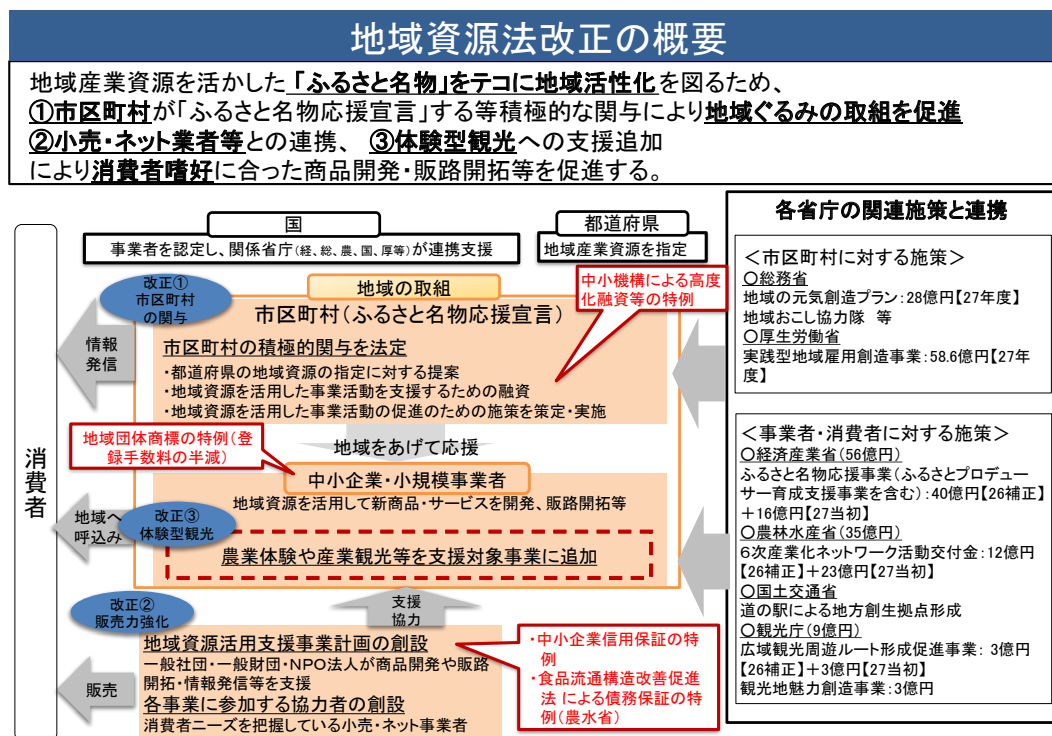
我が国の歴史・文化を体現する文化財の本来の価値・魅力を外国人旅行者に分かりやすく伝えるための環境整備を促進するため、2015年(平成27年)10月に観光庁と文化庁が合同で、「文化財の英語解説のあり方に関する有識者会議」を開催した。日本の歴史を知らない外国人に分かりやすく伝えるための解説を作成する際に重要なポイントや、解説の作成・改善のための取組を進めるに当たり、文化財を所有・管理されている方々に、自覚・理解していただくべきことを検討した。

(6) 地域ストーリー作りの支援

「地域資源活用ネットワーク形成支援事業」により、地域の異分野の関係者が、来訪者のニーズや地域の強みを踏まえ、外部の有識者を交えて取り組む、複数の地域資源を組み合わせたストーリー作りを支援した。

(7) 「ふるさと名物」の開発・販路拡大

2015年(平成27年)8月、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(平成19年法律第39号)を改正し、新たに農業体験や産業観光等を支援対象に追加するとともに、地域の観光資源を活用した「ふるさと名物」の開発、販路開拓等の取組に対する支援スキームを整備した。



地域資源法改正の概要

(8) 株式会社地域経済活性化支援機構との連携協定に基づく施策

観光庁と包括的連携協定を締結している株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)において、地域金融機関等と共同して佐賀県等各地域に7件(累計12件)の観光活性化ファンドを組成し、これまでに組成したファンドから10件(累計11件)の投融資を行った。観光庁では、同機構の取組に関連性の高い事業の情報提供、ファンド組成等のウェブサイトでの周知など、同機構の取組に対する支援を行った。

(9) 自家用有償旅客運送における周遊案内

2015年(平成27年)4月より、非営利団体を実施主体とする場合に、宿泊施設の自家用自動車を使用して、宿泊施設から観光地等への有償旅客運送を行うことが可能となったことを受けて、同制度を活用し、過疎地域等における周遊観光を促進した。

(10) 地域の観光振興の促進(トランジット旅客の取込)

成田空港周辺におけるトランジット旅客を対象として2015年(平成27年)3月より「Narita Transit Program」を開始し、「トランジット旅客の訪日観光促進協議会」において、「Narita Transit Program」のツアー充実、プロモーションを実施した。

(11) インフラツーリズムの推進

ダムや長大橋、歴史的な砂防設備、下水道など、世界に誇る土木技術等を観光資源として積極的に活用し、地域振興を図るインフラツーリズムを推進した。インフラツーリズムの普及・啓発を図るため、「インフラツーリズムパネル展」を2回開催するとともに(2015年(平成27年)8月 国土交通省本省展示場、2015年(平成27年)10月 東京メトロ三越前駅地下コンコース)、全国のインフラツーリズムに関する情報を一元化したデータベースとして、「インフラツーリズムポータルサイト」を2016年(平成28年)1月22日に開設した。さらに、国土交通省内の関係部局が連携した「国土交通省インフラツーリズム推進連絡会」を設置した。

(12) 交差点名標識への観光地名称の表示

観光地に隣接する又は観光地へのアクセス道路の入口となる交差点の交差点名標識に観光地名称を表示することにより、旅行者にとって観光地への分かりやすい案内となるよう、改善を推進した。

(13) ICTを活用した訪日外国人観光動態調査

訪日外国人旅行者の旅行動態及び潜在的なニーズを把握し、広域観光周遊ルートの具体化や各地における観光地域づくりの推進に資するものとするため、ICTを活用した動態調査を実施した。具体的には、携帯端末のGPS機能を活用した位置情報や携帯電話の基地局情報を活用した訪日外国人旅行者の観光動態、SNSを活用した観光に関する興味・関心等について調査を行った。

(14) 地域の観光統計整備

既存の観光統計及びRESAS(地域経済分析システム)を活用し、都道府県別観光旅行者数・観光消費額を推計する手法の検討を行った。併せて、推計の精度向上に必要なデータを取得するため、既存の観光統計の見直しの検討も行った。

3 「道の駅」を核とした地域における観光振興

日本政府観光局(JNTO)認定の外国人観光案内所、地域の特産品が購入できる免税店、無料公衆無線LANなど、外国人旅行者のニーズが高いサービスを提供する「道の駅」を拡大し、こうしたインバウンド対応の「道の駅」の認知度向上のため、シンボルマーク『Japan.Michi-no-eki』を創設し、活用・普及を図った。

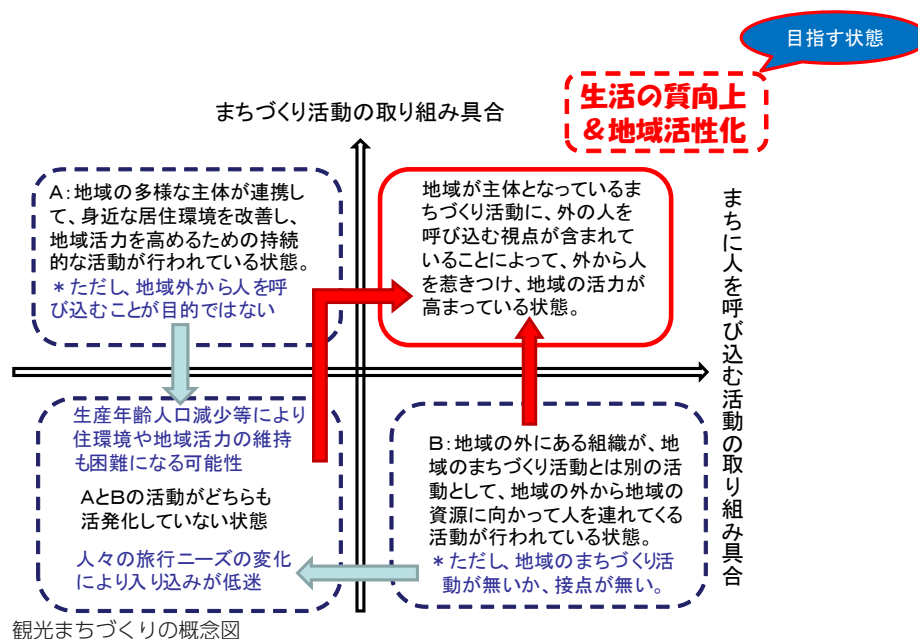
また、「道の駅」を地域の歴史・文化、地域資源を発信する「ローカルクールジャパン・ショーケース」として活用し、地域の海外発信の拠点とする取組を行った。

第3節 世界に通用する地域資源の磨き上げ

1 魅力ある空間の形成

(1) 観光まちづくりの推進

良好な景観形成、歴史まちづくり、国際的ビジネス環境整備等の関連施策と連携しつつ、観光まちづくりを総合的に推進するため、地方自治体の初期段階の取組の支援を行う必要がある。そのため、留意すべき着眼点、関連施策、参考事例について紹介することにより、地方自治体が最初の一步を踏み出す方向を示す「観光まちづくりガイドライン」を策定・周知するとともに、相談窓口を国土交通省に設置した。



(2) 無電柱化の推進

良好な景観の形成や観光振興、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上の観点から、無電柱化を推進した。

(3) 「かわまちづくり」による魅力ある地域づくり

市町村や住民、民間企業が、川との良好なつながりをつくり、川を地域の宝として磨き上げ、地域の価値をさらに高める「かわまちづくり」を、河川環境整備事業や河川敷地占用許可準則の特例措置（河川空間のオープン化）、ダムを活用した水源地域活性化の取組、川の外から川の価値を見いだすミズベリングプロジェクト等により推進した。



オープンカフェの設置やイベントの開催等による水辺の賑わい創出（大阪府大阪市 道頓堀川）

(4) 世界遺産サミットの開催

国内の19の世界遺産が所在する地方自治体や関係者が一堂に会し、世界遺産の観光への活用について意見交換を行うとともに、世界遺産の魅力を広く発信する第2回「世界遺産サミット」が2015年（平成27年）11月に和歌山県で開催され、行政関係者や観光関係者、一般の方を含め、約500名の方々が参加した。

2 美しい自然を生かして

(1) スノーリゾートの振興

日本政府観光局（JNTO）のウェブサイトにおいて、日本各地のスキー場の情報を発信した。また、有識者から成る「スノーリゾート地域の活性化に向けた検討会」において、スノーリゾート地域の現状及び課題並びに今後の検討の方向等について取りまとめ、2015年（平成27年）6月に中間報告を公表した。

(2) 国立公園に関する戦略的な情報発信

国立公園の美しい自然を国内外に発信するため、国立公園ウェブサイト (<http://www.env.go.jp/park/index.html>) の全面改訂により、アクセスや見どころ情報等の英語ページの充実を図ったほか、「Japan-Guide」内の国立公園特設サイトにおいて情報発信を実施した。また、国立公園の四季折々の風景を楽しむことができる国立公園カレンダーの作成等を行った。

(3) エコツーリズムの推進

「エコツーリズム推進法」(平成19年法律第105号)に基づき、自然環境を保全しながら持続的に観光に活用するエコツーリズムを推進するため、地域への支援、ガイド等の人材育成、全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、普及啓発、広報活動等を総合的に実施した。

(4) 離島・半島の地域資源を活用した新たな観光振興

離島・半島地域の水産資源、景観、伝統、文化など、多様な地域資源をフル活用して、雇用促進等につながる交流促進のための取組について検討した。具体性の高いモデル事業については、関係する地方自治体と連携して、2016年度(平成28年度)から実施する準備を行った。

また、有識者による「離島振興のあり方検討委員会」を開催し、離島における新たな観光促進についての検討を行った。

(5) 奄美群島及び小笠原諸島における観光等産業の振興

「奄美群島振興開発特別措置法」(昭和29年法律第189号)及び「小笠原諸島振興開発特別措置法」(昭和44年法律第79号)に基づき、外国人を含めた観光客に対応するため、地方公共団体を支援し、観光等の産業振興を図った。

奄美群島においては、地方公共団体が行う航路・航空路の運賃低減事業、世界自然遺産登録を目指した観光キャンペーン事業等への支援を行うとともに、小笠原諸島においては、定期船「おがさわら丸」の代替船の整備や自然公園の施設整備・改修等への支援を行った。

(6) 沖縄における国際競争力を有する観光地の形成

政府においては、内閣府が世界経済フォーラムの協力を得て、2015年(平成27年)11月7日～8日に、沖縄にて、サイバーセキュリティに関する国際会議(Cyber3 conference Okinawa 2015)を開催した。

沖縄県においては、2015年(平成27年)3月に策定した「沖縄観光推進ロードマップ」に基づき、沖縄振興一括交付金(内閣府)を活用して、リゾートウエディング等の付加価値の高い観光商品の造成等を行ったほか、スポーツツーリズムの推進を図った。

第4節 豊かな農山漁村、日本食・食文化の魅力

1 グリーン・ツーリズムの更なる振興

「食と農」を活かした観光地域づくりに取り組んでいる地域を広域観光周遊ルートの農山漁村の魅力あるコンテンツとして組み込み、より一層のグリーン・ツーリズムの振興を図った。

2 農山漁村や食の魅力の発信による観光需要の取り込み

地理的表示として、あおもりカシスなど12産品の名称を登録した(2016年(平成28年)3月末現在)。

また、FAO(国連食糧農業機関)から世界農業遺産として3地域(岐阜県長良川上中流域、和歌山県みなべ・田辺地域及び宮崎県高千穂郷・椎葉山地域)が新たに認定された(2015年(平成27年)12月)。

さらに、地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として訪日外国人旅行者を中心とした観光客の誘致を図る地域での取組を「食と農の景勝地」として認定する仕組みを創設するため、2015年(平成27年)9月から「食と農の景勝地検討委員会」において検討し、制度の骨格を取りまとめた。

3 2015年ミラノ国際博覧会における日本食・食文化の魅力発信

2015年(平成27年)5月から10月にかけてイタリアにて開催されたミラノ国際博覧会に日本館を出展し、「Harmonious Diversity-共存する多様性-」をテーマとして、「食」に関する地球規模の課題解決への我が国の取組、日本食の知恵や技術、和食器等の伝統工芸品、食文化に関するクールジャパンを世界に発信した。また、日本の誇る美しい自然の景観を素材に、訪日促進ブースを出展するとともに、日本文化を発信するセミナーやステージイベントを開催した。

日本館には総来場者数の1割強に当たる228万人が来館し、展示デザイン部門で金賞を受賞するなど、日本の食を世界に広める重要な機会となった。また、7月11日のジャパンデーでは、東日本大震災の被災地支援に対する感謝と、復興に向かう東北の元気な姿を披露した。



行列の絶えない日本館



ライブパフォーマンスシアター



ジャパンデーでの東北復興祭りパレード

4 訪日外国人旅行者の農家民宿への受入促進

農家民宿への訪日外国人旅行者受入れのための支援を行うとともに、訪日外国人旅行者を受入可能な農林漁業体験民宿に『Japan. Farm Stay』マークを付与し、農家民宿のウェブサイト等を通じて情報発信を行った。

5 北海道産食の魅力発信

北海道産食の海外需要拡大や外国人観光客の増加を図るため、食と観光の連携によるフードツーリズムの展開を通じた海外への魅力発信を目的として、アジア地域からメディア関係者等を招き、北海道の食を体験してもらうファームトリップを実施した。本事業を通してその魅力を海外に発信するとともに、海外における食の認知度や嗜好、ツーリズムに適した素材やツーリズム展開に当たっての課題の把握、PR冊子の作成等を行った。



長いも掘り体験をするタイのメディア関係者等

第5節 観光振興による被災地の復興支援

1 被災地における旅行需要の喚起

被災地における旅行需要を喚起するため、「東北地域観光復興対策事業」により、ポータルサイト「東北物語」などによる情報発信の強化、東北の旅の魅力を伝えるツアーの企画、東北地方の祭り・景勝地・郷土食・地酒等、地域を代表する観光資源を「東北六県 見るもの・食べもの・買いもの100選」として選定し、発信する取組などを実施した。

2 スノーリゾートなどを含む東北地方の魅力発信

「ビジット・ジャパン地方連携事業」により、地方運輸局と地方自治体などが連携し、海外旅行博への出展や旅行会社招請などを行い、平泉・白神山地などの世界遺産や、安比高原・雫石・蔵王といったスノーリゾートなどの魅力ある観光地の発信を行った。

3 国立公園を核としたグリーン復興の取組

三陸復興国立公園を核として、国立公園の利用施設の整備等の「グリーン復興プロジェクト」を実施した。長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」は、2015年度（平成27年度）に、岩手県泉町－宮古市間の約51km、岩手県野田市－普代村間の約24km、岩手県釜石市－大船渡市間の約144kmが新たに開通し、これまでに約370kmの区間が開通している。

また、2014年度（平成26年度）まで実施した復興エコツアー推進モデル事業の成果や課題を踏まえ、推進体制の構築、エコツアーの商品化及び情報発信の強化等の検討を行った。

4 福島県における観光関連復興支援

福島県においては、県及び市町村が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に対して補助を行う「福島県における観光関連復興支援事業」を実施した。具体的には、国内プロモーション、海外の旅行会社の招請などによる海外プロモーション、教育関係者の招請などによる教育旅行再生事業などの観光関連事業に対する支援を引き続き実施した。

教育旅行復興事業については、福島県が同県内への宿泊を伴う教育旅行のうち313件に対するバス経費の補助を行い、教育旅行の再生に取り組んだ。

5 東北への外国人旅行者の回復に向けた取組

2015年（平成27年）12月、台湾において、第2回「日本東北六県感謝祭」を開催し、震災時の支援に対する感謝の意を伝えるとともに、東北の各県との連携により、オール東北として、伝統芸能や文化体験、名産品を現地の一般消費者にPRし、東北の観光魅力の発信及び訪日旅行商品の造成・販売の促進を実施した。

第6節 「LCC等・高速バス支援・国内旅行活性化」プログラム

1 LCC・高速バスの持続的な成長に向けた取組

訪日外国人旅行者の国内移動、日本人国内旅行の需要創出等を目的に、低廉かつ良質な移動手段として高速バス・LCC等の利用促進を図るため、2015年（平成27年）12月に「国内観光の振興・国際観光の拡大に向けた高速バス・LCC等の利用促進協議会」を設置し、高速バス・LCC等に関する各種情報（路線、運賃、予約・購入方法等）を多言語で紹介するサイト（情報プラットフォーム）の

構築等、具体的な取組方針を示した。

2 LCCの持続的な成長に向けた取組

LCC等が使用する機材(100t以下)に着目した着陸料の軽減を継続した。

また、LCC等の更なる参入促進と持続的な成長に向けて、ボトルネックとならないよう、操縦士・整備士の要員確保・養成対策を引き続き実施した。

関西空港においては、新たなLCC専用ターミナルの整備(2016年度(平成28年度)供用開始予定)を進めた。

中部空港においては、LCC等の新規就航、増便に対応するためのエプロン整備を実施し、その一部を2015年(平成27年)12月に供用開始した。また、LCCの拠点化を推進するため、LCCターミナルの整備に2016年度(平成28年度)より着手することとした(2019年度(平成31年度)供用開始予定)。

3 高速バス情報プラットフォームの構築

訪日外国人旅行者にとって高速バスに関する基本的な情報が分かりにくい現状を打破するため、高速バスに関する情報プラットフォームの構築に向けて関係者と課題の整理を行った。

4 高速バスの外国人旅行者向けフリーパスの普及拡充

高速バスが低廉かつ良質な交通サービスとして多様なニーズに応えるためには、関係者間の連携・支援による外国人旅行者、若年層などの新たな旅行需要の創出や、高速バスと地域の路線バスとを組み合わせる活用することによる交通ネットワークの拡充等、国内移動の利便性を一層高める必要がある。このため、「国内観光の振興・国際観光の拡大に向けた高速バス・LCC等の利用促進協議会」において、高速バスのフリーパスの普及拡充が進むよう検討を行った。

5 高速バスと「道の駅」との連携推進

国内外の観光客の高速バスによる広域周遊の拠点づくりとして、地域の観光拠点となる「道の駅」との連携を推進する取組を行った。

第7節 日本の魅力を生かした船旅の活性化

1 船旅の活性化と瀬戸内海での取組

2015年(平成27年)11月に、国土交通省・観光庁、旅客船事業者、観光関係者等で構成する第1回船旅活性化協議会を開催し、島めぐりの旅、東京・大阪の舟運、大型フェリーによるクルーズをテーマとした商品の具体化の検討を開始した。

また、ドック回航時を利用したクルーズの商品化については、地方運輸局を通じて旅客船事業者を取組を促し、2014年(平成26年)に引き続き、山口県防府市の三田尻港と広島県尾道市の造船所を結ぶ瀬戸内の「お散歩クルーズ」が2015年(平成27年)10月に実施された。

瀬戸内海では、20回目の海の日を契機として始められた公益財団法人日本財団の「あなたのまちな海の日サポートプログラム」を活用し、瀬戸内の島々をクルーズしながら歴史的な港町や現代アートを鑑賞する「瀬戸内アートクルーズ」や、海洋観光に従事する担い手育成を目的とした「仮想空間海洋大学瀬戸内キャンパス」等が実施されるほか、自動車のRV(レクリエーション・ビークル)による島めぐりを楽しむ「せとうちCamperクルーズ」などの新しい取組も始まった。

さらに、クルーズ船の寄港に際し、「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」（瀬戸内海沿岸107市町村、11府県、国の出先機関で構成）と連携し、地元の踊りの披露や特産物の販売等を行う歓迎イベントを支援した。併せて、同協議会が運営するウェブサイト「海の路」において、瀬戸内海のイベントや食文化等の情報を発信した。

2 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた舟運の活性化

2014年（平成26年）2月に「水のまち東京における舟運活性化に関する関係者連絡会」を設置し、2015年（平成27年）7月の海の日に合わせて、舟運のPRを目的に、東京の定期航路・不定期航路の事業者が連携して「水のまち東京・舟運まつり」を実施、2016年（平成28年）2月には、一般社団法人日本旅客船協会の主催で旅行業者を対象とした東京湾ファムトリップを実施した。

3 ASEANとの連携によるクルーズの振興

2014年（平成26年）11月の「日ASEAN交通大臣会合」において、日本とASEAN（東南アジア諸国連合）との間のクルーズによる相互交流を促進することを目的として承認された「日ASEANクルーズ振興戦略」に基づき、日本とASEANを結ぶクルーズのモデルルート策定のための調査を行うとともに、2016年（平成28年）3月に福岡県福岡市にてシンポジウムを開催し、同モデルルートについて情報発信を行った。

第8節 レンタカーによるドライブ観光の活性化

1 レンタカーの利便性向上

訪日外国人旅行者による利用促進のために、レンタカー協会において「レンタカー利用ガイド」の改訂を行うとともに、事業者に対して外国人への貸渡時の免許証の有効性の確認をスムーズに行うために「日本国内で運転が認められる国際・外国免許証の確認ポイント」を加盟事業者へ配布した。

2 高速道路利用によるドライブ観光の活性化

高速道路会社が、国、地方自治体、レンタカー事業者等と連携して、地方の高速道路において、定額で何回でも利用できる外国人旅行者向け周遊ドライブパスなどの企画割引を展開した。

3 レンタカーによるドライブ観光の活性化

地方部のゲートウェイに到着した外国人旅行者が、レンタカー等を利用して地方での周遊観光ができるよう、多言語のドライブマップを作成するなど、ドライブ観光の活性化を図った。

4 電気自動車の充電施設及び無料公衆無線LANの整備

「道の駅」において、電気自動車（EV）の充電施設及び無料公衆無線LANの整備拡大を行った。



周遊ドライブパス チラシ

5 北海道における外国人ドライブ観光の推進

外国人旅行者に北海道でのドライブ観光を安全・快適に楽しんでもいただくため、海外で開催された旅行博において、多言語対応した「北海道ドライブまるわかりハンドブック」等の周知活動を行った。

第9節 鉄道の旅の魅力向上

1 新たな日本の魅力ある観光資源と地方における特色あるクルーズトレイン

鉄道は単に人を運ぶのではなく、駅は人々が集う交流の場であり、列車内では座席で向かい合って会話をし、景色を楽しみながら旅をすることができる。JR九州の「ななつ星」などのいわゆるクルーズトレインは、車内での食事や途中駅での地域との交流を通じて、こうした鉄道の魅力を最大限に活かすことができ、国内外の観光客から人気が高い。クルーズトレイン「TRAIN SUITE 四季島」(JR東日本)、「TWILIGHT EXPRESS 瑞風」(JR西日本)は運行ルートが発表されるなどの準備が進められた。

2 地方鉄道における外国人向けサービスの充実等

外国人旅行者が鉄道利用に大きな関心を寄せ、地方への旅行を促進するためには、外国人に対して分かりやすい情報発信を強化することが必要となる。地方鉄道は情報発信力が不十分で外国人に知られていないものが多い。一方で、中には外国人に人気の出た路線もあることから、情報発信の強化を図ることについて検討するとともに、各地のサイクルトレインの取組について現状把握を行い、情報共有を図った。

第10節 テーマ別観光に取り組む地域のネットワーク化による新たな旅行需要の掘り起こし

日本海沿岸を中心とした歴史的価値や文化的な意義を観光資源である「北前船」を軸とした「北前船寄港地フォーラム」など、その軸でつながる地域間で持ち回る取組を後援し、地域間交流を深める運動を推奨した。

第11節 国民の旅行振興に向けた意識醸成・環境整備

1 観光への興味や理解を促す教育活動の充実

子どもの観光に対する興味や理解を促すことなどを目的とした「子ども観光大使」の取組や、全国の「子ども観光大使」が集まり自分の地域の魅力を伝え、他の地域の魅力について学ぶ「第1回全国連合子ども観光大使大会in日光」等を後援し、子どもの頃から観光に対する興味や理解を促す教育活動を推進した。

2 若者旅行の振興

2015年度(平成27年度)の「今しかできない旅がある」をキャッチフレーズとした若者旅行を応援する取組表彰では、28件の応募があり、将来の旅行需要を担う若者を対象に施設使用料等を無料にするアプリを提供する取組を実施した「マジ☆部」(株式会社リクルートライフスタイル)を観光庁長官賞として選定し、ツーリズム EXPO ジャパンの

今しかできない旅がある
若旅

「若旅」のロゴマーク

ステージで表彰式を行った。

また、若者に旅の素晴らしさを知ってもらい、「旅に出たい、出よう」という気持ちに働きかけを行うため、「若旅★授業」を計11回実施した。

3 休暇取得の促進を通じた旅行需要の喚起

各地域において地域独自の学校休業日を設定して、大人（企業）と子ども（学校）の休みのマッチングを行う「家族の時間づくりプロジェクト」をより一層拡大するため、「家族の時間づくりプロジェクト拡大推進事業」により、プロジェクトに賛同する地方自治体の支援を行った。

4 「海の日」の意義の国民理解増進に向けた取組

「海の日」の意義について、国民の理解が広がるよう、旅行業界のみならず、ホテル・旅館業界、交通事業者を含めた観光関連業界全体の体制を整備し、「「海の日」3連休を楽しもう！」をキャッチコピーとしたポスターの作成・普及、国民が海に親しむ機会を拡大するための旅行商品の造成、海フェスタくまもと等の行事に対する支援を行った。

5 ツイッターイベント「#観光地ウィーク」の開催

国内旅行の需要喚起を目的として、2015年（平成27年）9月24日～30日の間、SNSの一つであるツイッターのハッシュタグ⁴⁸機能を活用して、日本全国の各地域の観光情報を紹介してもらい、ツイッター上のイベント「#観光地ウィーク」を開催し、地方自治体、観光協会、事業者など、約40の団体や一般ユーザーが参加した。

また、2016年（平成28年）2月22日～26日の間、東北地域のみを対象とした東北版「#観光地ウィーク」を復興庁と共同で開催し、約30団体等が参加した。



「海の日」を啓発するポスター

⁴⁸ ハッシュタグとは、ツイートに「#xxx」と入れるタグのようなもので、ツイートにカテゴリを付けることで検索しやすくするものである。

第4章 先手を打っての「攻め」の受入環境整備

第1節 空港ゲートウェイ機能の強化、出入国手続きの迅速化・円滑化

1 空港ゲートウェイ機能の強化

(1) 首都圏空港・関西空港・中部空港の機能強化

首都圏空港の機能強化について、羽田空港の飛行経路の見直しを含む機能強化方策の具体化について関係地方自治体が参画する協議会で協議を進めるなど、2020年(平成32年)までの空港処理能力約8万回拡大に向けた取組を進めた。特に、羽田空港については、住民に幅広い理解を得るため、オープンハウス型の説明会を開催する等の取組を行った。また、2020年(平成32年)以降の機能強化について、成田空港における抜本的な容量拡大などの機能強化方策の具体化に向けて、関係地方自治体等と検討を進めた。

関西空港においては、第1ターミナルの入国審査ブースの増設等や新たなLCC専用ターミナルの整備(2016年度(平成28年度)供用開始予定)等、CIQ施設の整備を実施した。

中部空港においては、LCC等の新規就航、増便に対応するためのエプロン整備を実施し、その一部を2015年(平成27年)12月に供用開始した。また、LCCの拠点化を推進するため、LCCターミナルの整備に2016年度(平成28年度)より着手することとした(2019年度(平成31年度)供用開始予定)。

(2) 地域の拠点空港等の機能強化

那覇空港及び福岡空港の滑走路増設事業を推進するなど、地域の拠点空港等の機能強化を図った。

2 出入国手続きの迅速化・円滑化

(1) CIQの体制整備

「『日本再興戦略』改訂2015」、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」等に基づき、地方空港・港湾を含めた税関・出入国管理・検疫(CIQ)について政府一体となって必要な人的・物的体制の整備を進めた。

出入国審査業務については、審査ブースの増設、審査機器の増配備を行うとともに、入国審査官の増員を行った。税関業務については、X線検査装置等の取締・検査機器を整備するとともに、税関職員の増員を行った。

検疫業務については、訪日外国人旅行者が増加する中、国内に常在しない感染症の病原体が国内に侵入することを水際で防止するため、サーモグラフィー等の機器を整備するとともに、検疫所職員の増員を行った。さらに、動植物検疫業務について、動植物防疫官の増員及び検疫探知犬の増頭を行った。

訪日外国人旅行者数が急増し、審査待ち時間の長時間化などが生じている空港・港湾については、入国審査官、税関職員、検疫所職員及び動植物防疫官の緊急増員を実施した。チャーター便や国際クルーズ船の増加等が著しい地方空港・港湾については、緊急増員に加えて、近隣官署から職員を派遣し対応するなど、「機動的体制」を構築した。

(2) 自動化ゲートの利用拡大

日本人の自動化ゲート利用者を大幅に増加させることを目的として、ホームページでの広報のほ

か、旅券事務所や一般企業に出向いての事前登録を積極的に実施して登録者数拡大に努めた。また、日本人の出帰国手続における顔認証技術の導入に向けて検討を行っているところ、外部有識者によって構成される検討会議を開催し、顔認証技術の活用に向けた課題に対し、速やかに結論を得るべく所要の検討を行った。

(3) 旅客の円滑な入国と水際対策の両立に向けた取組

法務省においては、情報分析・収集機能の強化のため、2015年(平成27年)10月に出入国管理インテリジェンス・センターを設置した。また、2016年(平成28年)1月から、個人情報の適切な保護・管理体制の下、航空会社からの乗客予約記録(PNR⁴⁹)のNACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)による電子的な取得を開始した。

(4) プレクリアランスの実施

我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス(事前確認)の実現に向けて、関係機関との間で協議・調整を行った。

第2節 宿泊施設の供給確保

1 「旅館」及び「地方部」への誘客

大都市圏を中心に宿泊施設不足が続いている状況の中、宿泊需要の受入能力に比較的余裕のある「旅館」、及び「地方部」への誘客を図るため、日本政府観光局(JNTO)ホームページ内に国内の宿泊施設をホテルや旅館などの形態別に紹介するページや、地理的感覚をもって地図上から宿泊施設を選択するページ、日本独自の宿泊施設である宿坊などを解説するページなどで構成される専用サイトを開設した。

2 民泊サービスへの対応

年1回(2～3日程度)のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の地方自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものについては、「反復継続」するものではなく、「業」に当たらないため、「旅館業法」(昭和23年法律第138号)が適用されない旨を周知した。また、「旅館業法施行規則」(昭和23年厚生省令第28号)を改正し、小規模の農林漁業民宿に係る構造設備基準の特例措置の対象の範囲を拡大した。

住宅(戸建住宅、共同住宅等)の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」については、急増する訪日外国人旅行者のニーズや大都市部での宿泊需給の逼迫状況への対応及び地域活性化の観点から活用を図ることが求められている一方、感染症まん延防止やテロ防止などの適正な管理、地域住民等とのトラブル防止に留意したルールづくりが求められている。上記を踏まえ、民泊に係るルール整備等について、厚生労働省と観光庁が2015年(平成27年)11月から「民泊サービス」のあり方に関する検討会において検討を開始し、2016年(平成28年)3月に中間整理を取りまとめた。同中間整理を踏まえ、「旅館業法」に基づく許可取得を促進するため、「旅館業法施行令」(昭和32年政令第152号)を改正し、簡易宿所の面積基準の緩和等を行った。

⁴⁹ Passenger Name Record の略。

3 国家戦略特区制度を活用した多様なニーズへの対応

「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の早期実現を図るため、2015年（平成27年）7月31日に本事業の円滑な実施を図るための留意事項を定めた通知を各地方自治体に発出した。また、東京都大田区では2016年（平成28年）1月から事業を開始した。

4 羽田空港沖合展開事業等により生じた跡地の活用

羽田空港の沖合展開事業等により発生した跡地の土地利用等について策定された「羽田空港跡地まちづくり推進計画」において、跡地の一部（以下「第2ゾーン」という。）は、国際線地区に隣接することを活かした交流ゾーンと位置付けられ、宿泊施設・複合業務施設等の導入を行うこととされている。これを踏まえ、2015年（平成27年）12月25日に第2ゾーンの開発を行う民間事業者選定のための公募を開始した。

第3節 貸切バスの供給確保、貸切バスによる路上混雑の解消

1 貸切バスの営業区域の弾力化

増加する貸切バス需要に柔軟に対応するため、貸切バスの営業区域について、地方ブロック単位及び営業所所在の隣接県まで拡大する弾力化措置を2016年（平成28年）9月末まで延長した。

2 貸切バスの路上混雑解消

一部地域では、地方自治体・事業者等と連携し、貸切バスの路上混雑問題解決のための検討を開始した。

春節の期間中など訪日外国人旅行者が集中する時期に、貸切（観光）バスの路上混雑緩和に向けたマナー啓発等を実施した。

第4節 通訳案内士制度の見直しによる有償通訳ガイドの供給拡大等

1 通訳案内士制度の見直し

【再掲】第Ⅲ部第3章第2節2（4）

2 通訳ガイドのデータベース構築

全国ガイドや特例ガイド、ボランティアガイドのデータベース統合及び評価システムの構築に向け、現状の登録業務のフローや各都道府県における課題の調査を実施した。また、外国人旅行者のアクセシビリティを向上させるため、利便性の高い他のサービスや外国人の評価が高いウェブサイトの調査及び分析を実施した。

第5節 「地方ブロック別連絡会」を最大限活用した、地域における受入環境整備に係る現状・課題の把握と迅速な課題解決

急増する訪日外国人旅行者を受け入れる体制を充実させるべく、国土交通省の地方の出先機関を中心に2015年（平成27年）3月に設置した「訪日外国人旅行者数2000万人の受入に向けた地方ブロック別連絡会」において、地域の具体的な課題解決の取組の取りまとめを実施した。

第6節 多言語対応の強化

1 空港、駅、車両、道路、旅客船ターミナル

(1) デジタルサイネージ等の活用

成田・羽田両空港において、各交通機関の運行情報等を一元的に表示するデジタルサイネージを設置した。

(2) 多言語対応の強化

東京都が主催する「新宿ターミナル協議会」に参画し、関係主体と連携して多言語対応の強化・推進等について検討を行い、案内サインにおける表記の統一などの対応方針を取りまとめた。

(3) 鉄道駅のナンバリング導入の促進

国と鉄道会社等により構成する検討会において、鉄道駅のナンバリング導入促進の要請を行った。近畿日本鉄道においては、訪日外国人利用者の利便性向上の取組の一環として、2015年(平成27年)8月より駅ナンバリングを全線で順次実施した。

(4) 災害等による鉄道の輸送障害時の情報提供

一部の鉄道事業者では、英語での自動音声案内や車内ディスプレイでの英語案内表示機能を搭載した新型車両が導入されている。災害等の緊急事態には、まずは列車内において旅客にどのように行動すべきか指示を行う必要があり、鉄道事業者に対し導入促進の要請を行った。

(5) 道路案内標識における英語表記改善

道路案内標識については、訪日外国人旅行者への適切な案内誘導のため、全国の主要観光地49拠点等において、各機関の案内看板等とも連携し、英語表記改善を推進した。また、道路案内標識と国土地理院が作成予定の英語版地図(100万分1)に用いる「道路関連施設」や「山等の自然地名」の英語表記の整合を図るため、各都道府県の道路標識適正化委員会において、観光関係者を含む関係機関との調整を実施した。

(6) 旅客船ターミナルの多言語対応

旅客船ターミナルの多言語化について、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を全国の港湾管理者に周知するとともに、同ガイドラインに基づく取組を推進した。

また、訪日外国人旅行者向けの外国語による情報提供の充実等を図るため、一般社団法人日本旅客船協会にPT設置を促し、同協会において外国語や図記号による案内表示等についての現状と課題及びその解決策等について把握するためのアンケートを実施した。

(7) 東京ベイエリアにおける舟運案内情報の整備

「水のまち東京における舟運活性化に関する関係者連絡会」において、東京ベイエリアにおける共通航路マップの作成の検討を開始した。

2 美術館・博物館

我が国の国立美術館、国立博物館、国立科学博物館の多言語対応については、館内のサイン表示、

解説パネル、音声ガイド、ホームページ等は、日本語と英語を基調とし、さらに、パンフレット等の広報媒体は、日・英のほか、中国語、韓国語、フランス語等、館によっては8言語で対応するなど、多様な入館者の受入に努めた。

また、地域の美術館・歴史博物館については、展示解説や館内案内表示の多言語化など、外国人旅行者のための環境整備等に対して支援した。

3 自然公園

多言語標記に関する事例等を反映した「自然公園等施設技術指針」を2015年(平成27年)8月に改定し、関係機関へ周知した。全ての国立公園における統一性・連続性のある標識・サイン等の整備及びトイレ等のユニバーサルデザイン対応を図るとともに、自然環境整備交付金により地方自治体における多言語化を推進した。また、職員等に対する接遇研修やコミュニケーション支援ボードの設置等により、ビジターセンターのユニバーサルデザイン化を推進した。

4 飲食店

飲食店等におけるインバウンド対応(多言語対応やムスリム・ベジタリアン等の訪日外国人の多様な食文化への対応)を促進するため、全国7箇所で飲食事業者向けの対策セミナーを実施するとともに、「飲食事業者のためのインバウンド対応ガイドブック」を作成した。

5 多言語翻訳アプリ・ナビゲーション・地図の開発

(1)「グローバルコミュニケーション計画」の推進

「グローバルコミュニケーション計画」を着実に進めるため、2015年度(平成27年度)より5年間の計画で、多言語音声翻訳システムを様々な地域・場面で社会実装する上で不可欠な、周囲の様々な雑音の中で会話を正確に認識するための雑音抑圧技術等の研究開発や、病院、商業施設、鉄道、タクシー等の実際の現場での性能評価等を実施した。

また、多言語音声翻訳システムを広く普及させることを目的として、全国5箇所において、商業施設や観光案内等での利活用実証を実施し、誰もが使いやすい翻訳システムのユーザーインタフェースの開発を実施した。

(2)ICTを活用した歩行者移動支援

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、高精度な測位環境を活用した歩行者移動支援等の多様な位置情報サービスが生まれやすい環境づくりを推進するため、屋内外シームレス測位と3次元地図の技術開発を進めつつ、先行的に東京駅周辺の屋内測位環境と地図を整備し、その環境を活用したナビゲーションサービスの実証実験を実施するとともに、測位環境や地図の継続的な整備、運用モデル等の検



2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に目指す姿「誰もが動きやすい国、日本」

討を行った。また、オープンデータサイトを開設し、旅客施設等のバリアフリーや無料公衆無線LANスポット等に関するデータ約5万件を公開する等の取組を実施した。

(3) 地図の多言語対応

訪日外国人旅行者が快適・安心に移動・滞在するための環境整備に向けた取組として、外国人にわかりやすい地図を作成するため、地図等の多言語対応について検討した。具体的には、2014年度(平成26年度)に開催した「外国人にわかりやすい地図表現検討会」の成果として、地図に記載する地名等の英語表記ルール及び外国人にわかりやすい地図記号の検討結果を含む報告書を2016年(平成28年)1月6日に公表した。

(4) 外国人運転者にも分かりやすい道路標識の検討

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、外国人運転者にも分かりやすい道路標識について検討した。

第7節 無料公衆無線LAN環境の整備促進など、外国人旅行者向け通信環境の改善

「無料公衆無線LAN整備促進協議会」の体制を活用した働きかけにより、2015年度(平成27年度)から、南海電鉄、都営地下鉄で車内における無料公衆無線LAN環境の提供を開始した。また、2016年(平成28年)1月に無料公衆無線LAN環境を紹介するウェブサイトについて、「都道府県別」及び「業種別」のスポット数一覧表示を開始した。さらに、同サイトの無料公衆無線LANスポットのオープンデータ化により、民間事業者や関係省庁のウェブサイトにおける無料公衆無線LAN環境のスポット情報の発信が促進された。

外国人旅行者向けSIMカード・モバイルWi-Fiルーターの販売場所の認知度向上、販売場所拡大を目的とした訪日外国人旅行者向けSIMカード・モバイルWi-Fiルーター利用促進キャンペーンを実施した。

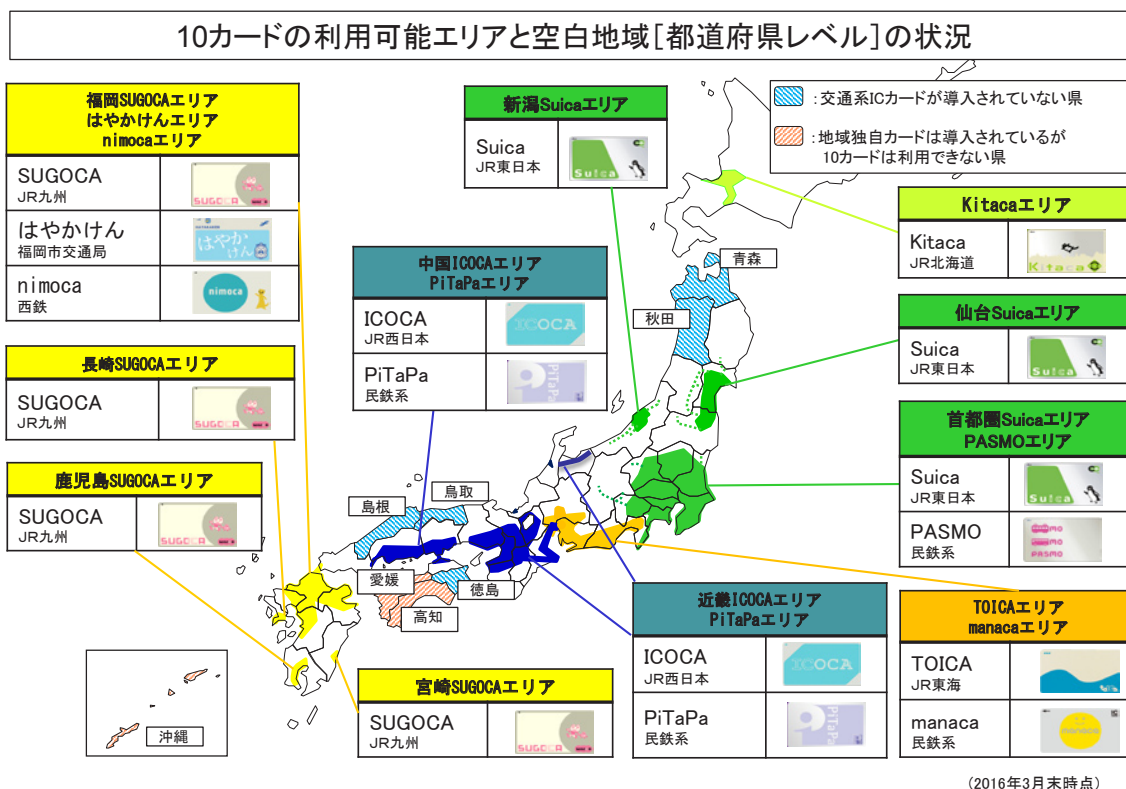
第8節 公共交通機関による快適・円滑な移動のための環境整備

1 ICカード・企画乗車券の利便性向上と情報発信

我が国の公共交通における交通系ICカードは、2001年(平成13年)にJR東日本がSuicaを導入して以降、全国的に普及・拡大している。2013年(平成25年)3月23日からはSuica等の10カード⁵⁰の全国相互利用が可能となり、いずれか1枚のカードがあれば、これらのカードが利用可能な全国各地のバスや鉄道に乗車できるようになった。

また、「交通政策基本法」(平成25年法律第92号)に基づく交通政策基本計画(2015年(平成27年)2月17日閣議決定)においては、訪日外国人旅行者等の国内各地への移動の円滑化のため、「交通系ICカードの利用エリア拡大」について検討することが盛り込まれた。これを受け、2015年(平成27年)4月に「交通系ICカードの普及・利便性拡大に向けた検討会」を立ち上げ、関係者間でICカードの普及・利便性拡大に向けた方策について検討し、今後の方向性を取りまとめるとともに、関係者へ周知することを通じて、更なるカードの普及を図った。

⁵⁰ 10カード：三大都市圏や地方拠点都市で多く普及している10種類の交通系ICカード



10カードが利用可能エリアと空白地域〔都道府県レベル〕の状況

2 美術館・博物館、観光施設等と相互利用可能な共通パスの導入

「上野「文化の杜」新構想の中間報告」(2014年(平成26年)8月)では、上野地区において、各文化施設や交通機関と連携した共通入場券の仕組み(共通パスポートの発行、ICカードやスマートフォンの活用等)を導入することが提言されている。これを受け、上野公園内の国立の博物館や美術館と東京都立文化施設間での共通パスポート導入の取組を国や東京都、各文化施設において実施した。

2015年度(平成27年度)については、上野東京ライン開通記念として東京国立博物館、国立西洋美術館、国立科学博物館の常設展共通パスポート(利用期間:2015年(平成27年)3月から5月まで)を発行、2016年(平成28年)1月からは上野「文化の杜」新構想実行委員会の取組として、東京国立博物館、国立科学博物館、国立西洋美術館、上野動物園、下町風俗資料館、旧岩崎邸庭園、東京都美術館、東京藝術大学大学美術館の合計8施設の常設展等共通パスポート(利用期間:2016年(平成28年)1月から5月まで)を発行した。

3 空港アクセスの改善

(1) 鉄道による東京圏の空港アクセス改善に向けた取組

2014年(平成26年)4月に交通政策審議会に対して東京圏における今後の都市鉄道のあり方について諮問し、交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会東京圏における今後の都市鉄道のあり方に関する小委員会において、空港アクセスの改善等について検討を行った。2015年(平成27年)7月の中間整理において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた空港アクセス改善の取組等を整理した。

(2) 羽田空港における深夜早朝時間帯のアクセスバス改善への取組

深夜早朝時間帯の羽田空港へのアクセスバスについては、2014年(平成26年)10月から空港と都心部の駅等を結ぶ深夜早朝アクセスバスの運行を推進し、「東京国際空港の深夜早朝時間帯におけ

るアクセスバス運行協議会」を運行支援等の実施主体として、2015年度（平成27年度）も路線数及び停留所数を拡大、運行本数を増便するなど、空港アクセスの改善に取り組んだ。

(3) 定額運賃タクシーの利用促進

旅行者が運賃額の不安を感じることなく安心してタクシーを利用できるよう、あらかじめ行き先に応じて運賃額を確定する「空港定額運賃」の利用促進を図ることにより、利便性の向上を図った。2015年（平成27年）3月の首都高速中央環状品川線開通を機に、新しい定額運賃の適用を開始しており、新たな区割り等により、訪日外国人旅行者の宿泊・訪問が多いエリアについて、割安な運賃を実現した。

(4) 成田空港における空港アクセスの改善

「成田空港のアクセス利便性向上等に関する連絡協議会」において、遅延便発生時等における空港アクセス確保のための要領策定や各交通機関の運行情報等を一元的に表示する「交通アクセス情報総合ナビゲーション・デジタルサイネージ」の設置などを実施した。また、交通サービスの改善状況等に関する交通事業者との共同PRを実施した。

4 外国人が利用しやすいタクシーサービス

(1) 外国人が利用しやすいタクシーサービスの利用促進（長距離観光タクシー関係）

2015年（平成27年）4月より、国内外の観光客が観光地を周遊しやすくなるよう、観光タクシーについて遠隔地周遊向けに距離制・時間制を組み合わせた定額運賃など、多様な運賃設定を認めており、長距離観光タクシーの利用促進を図った。

(2) 外国人が利用しやすいタクシーサービスの利用促進（翻訳アプリ、外国語対応タクシー優先乗り場関係）

総務省や国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）と連携して、多言語音声翻訳技術の開発・実用化を推進しており、2015年（平成27年）11月より、鳥取県鳥取市の訪日外国人旅行者向け観光タクシーにおいて、社会実証を実施した。

また、羽田空港国際線ターミナルに設置している、「外国人旅客接遇研修」修了者が乗務するタクシー（ホスピタリティタクシー）の専用待機レーンについて、2015年（平成27年）9月より運用レーンの拡大を図る等、外国人が利用しやすいタクシーサービスの利用促進を図った。

(3) 通訳案内士制度の見直し

【再掲】第Ⅲ部第3章第2節2(4)

5 手ぶら観光の推進

2014年度（平成26年度）に決定・公表した共通ロゴマークやホームページ・パンフレットを活用し、日本政府観光局（JNTO）等を通じた周知を行うとともに、英語対応が可能等のマークの使用基準を満たすカウンターの設置を促進し、全国80拠点を承認した。また、海外の旅行代理店・航空会社への商品組み込みの促進や宅配事業者・免税店におけるマークを活

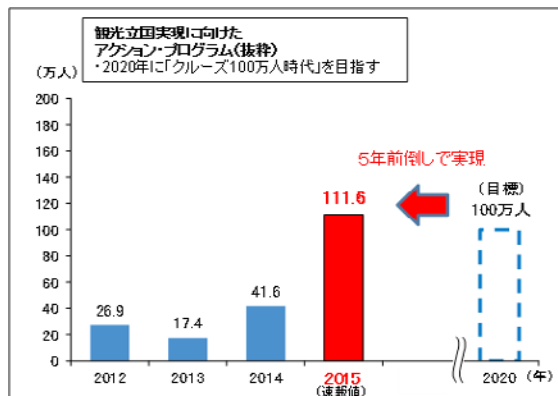


手ぶら観光を统一的にPRするための共通ロゴマーク

用した販売活動の促進、更なるサービス拡大に向けた宅配事業者等への働きかけ等を推進した。

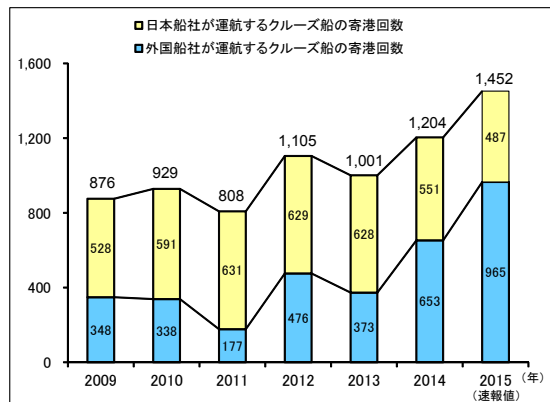
第9節 「クルーズ100万人時代」実現のための受入環境の改善

2020年(平成32年)の「クルーズ100万人時代」を目標に、クルーズ船社からの問い合わせ窓口の一元化(ワンストップ窓口)、クルーズ船社との商談会等を通じたプロモーション、大型クルーズ船を受け入れる埠頭の整備、クルーズ埠頭における臨時の免税店届出制度の創設などに取り組んできたところ、5年前倒して実現することができた。



注1) 法務省入国管理局の集計による外国人入国者数で概数(乗員除く)。
注2) 1回のクルーズで複数の港に寄港するクルーズ船の外国人旅客についても、
(各港で重複して計上するのではなく)1人の入国として計上している。

クルーズ船による外国人入国者数(概数)



出典: 港湾管理者への聞き取りを基に国土交通省港湾局作成

注) 2015年の値は、港湾管理者からの聞き取りによる速報値であり、
今後、変動する可能性がある。

我が国港湾へのクルーズ船の寄港回数



「訪日クルーズ旅客数100万人」達成記念式典

1 ウェブサイトを通じた情報発信

全国116の首長等が参加する「全国クルーズ活性化会議」と連携し、我が国へのクルーズ船の寄港促進を図るため、クルーズ船社が寄港スケジュールの立案に必要な港湾施設の諸元や寄港地周辺の観光情報をウェブサイトで一元的に発信しているところ、港湾施設情報について、2015年(平成27年)6月に、掲載する港湾の追加、防舷材・係船柱の情報追加等の充実を図った。また、観光情報について、外国クルーズ船社等の更なるニーズに対応するため、2015年(平成27年)11月に港湾周辺で行われるおおよそ2年から3年先までのイベントのスケジュールが一覧できる機能追加等の充実を図った。

第11節 外国人旅行者の安全・安心確保

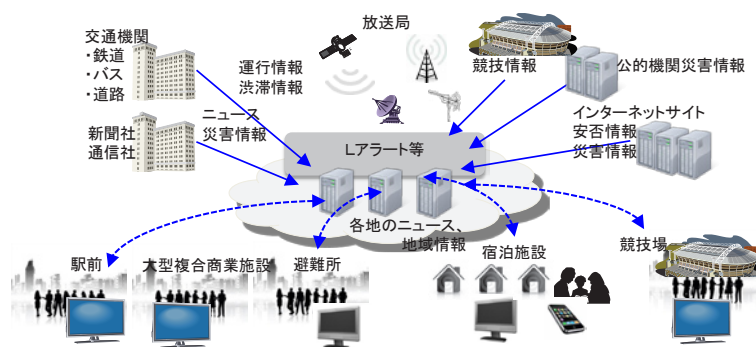
1 災害対応

(1) デジタルサイネージ等を活用した外国人旅行者への情報提供

外国人旅行者等に対し、観光情報や公共交通機関の運行情報、緊急時における災害・避難情報を広く配信する手段としてデジタルサイネージの活用・普及を行うため、デジタルサイネージの共通項目を検証し、「デジタルサイネージ標準システム相互運用ガイドライン」を策定するとともに、国際標準化に向けた議論も開始した。

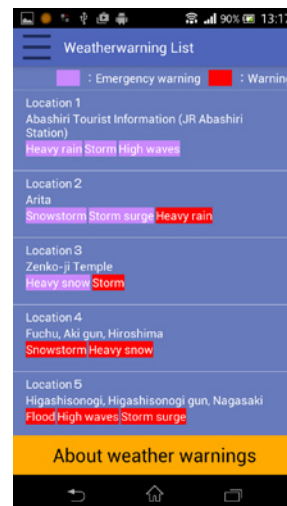
また、一人歩きできる観光の実現

に向けて、デジタルサイネージや交通系ICカード、スマートフォンとクラウド共通基盤等を活用し、言語等の個人の属性に応じた最適な情報提供等の検討を行った。



(2) 災害対応 (外国人旅行者に向けた災害時の情報提供)

外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、従来の地震、津波情報に加え、大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮・洪水に関する気象情報及び噴火警報・予報を追加するとともに、対応言語も、従来の英語に加え、日本語、中国語（簡体／繁体）、韓国語を追加して5言語とした。



「Safety tips」気象情報掲載例
(気象特別警報は紫、気象警報は赤で表示)

(3) 災害対応 (「Safety tips」の周知・PR)

「Safety tips」のダウンロードを促進するため、ポスターやチラシを活用してゲートウェイとなる空港、港湾、駅や観光案内所などに集中した徹底的なPRを実施した。また、訪日外国人旅行者の閲覧数が多いアプリやウェブサイトのほか、無料公衆無線LAN接続時の初期画面に「Safety tips」へのバナーを掲載した。



「Safety tips」ポスターの鉄道駅での掲載の様子

2 不慮の怪我・病気への対応

(1) 国内の医療機関における国際化への対応

国内の医療機関において、外国人が安全・安心に日本の医療サービスを受けられるよう、外国人患者の受入れに関する環境整備を行った。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、医療機関に対する医療コーディネーターや複数言語の医療通訳の配置支援、外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)の普及を進めた。

医療通訳・外国人向けコーディネーター等が配置された拠点病院や外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)の認証病院等を中心に、外国人旅行者受入可能で幅広い症例に対応できる医療機関の選定を都道府県に依頼し、全国から約320の医療機関が報告された。

(2) 外国人旅行者への医療機関や海外旅行保険に関する情報提供

外国人旅行者が不慮の怪我・病気になった際に、外国語対応にも留意しつつ、スムーズに拠点病院、外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)等の地域の医療機関にアクセスできるよう、全国から報告された約320の医療機関をリストとして取りまとめ、日本政府観光局(JNTO)のホームページに掲載した。

また、外国人旅行者が日本到着後に加入可能な海外旅行損害保険の開発・販売が順次開始することを受け、医療機関での医療費の未払いを防ぐため、海外旅行保険加入促進のチラシ、SNS等を通じて、外国人旅行者に加入いただくよう、働きかけを行った。

3 事件・事故等への対応

(1) 交番等における外国人とのコミュニケーションの円滑化に向けた取組

外国人からの110番通報や交番等への急訴、各種届出等にも対応できる体制の整備及びこれら事案への迅速な対処に係る方策について、更なる充実のための検討を行った。

(2) 我が国警察に係る制度、手続等の分かりやすさの確保に向けた取組

遺失届・拾得物の受理等に係る外国語対応、防犯・防災情報の外国語による提供等に係る方策について、更なる充実のための検討を行った。

第12節 観光案内拠点の充実、外国人旅行者への接遇の向上等

1 外国人観光案内所のネットワークの拡大

全ての都道府県において、広域観光情報を提供するカテゴリ2以上の外国人観光案内所が設置された。また、観光案内所間の全国的なネットワーク構築のため、全国の観光情報を提供するカテゴリ3の外国人観光案内所による「カテゴリ3連絡会」を設置した。さらに、外国人観光案内所を運営する職員等を対象とした研修会等を通じ、観光案内所への誘導(案内)表示の改善を促すなどの取組を行った。

2 「道の駅」の機能強化

全国の「道の駅」について、地域の総合観光窓口としての機能を強化し、着地型旅行商品を販売できる「道の駅」の拡大を行った。

3 駅における多言語対応の案内強化

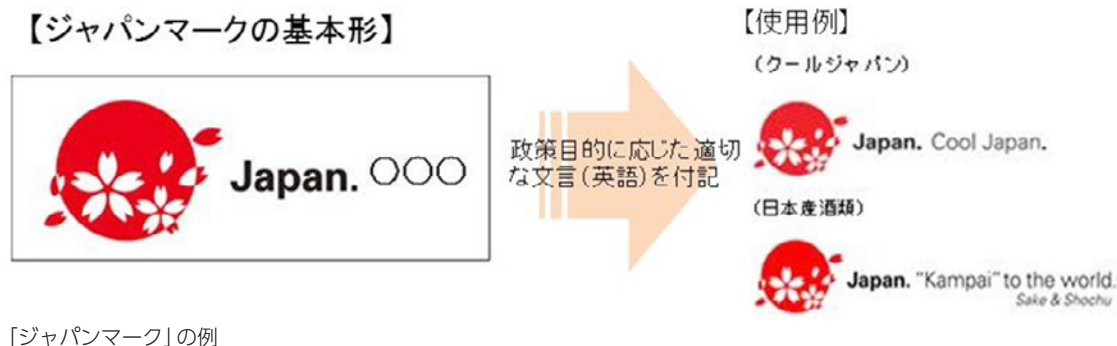
駅における案内機能の充実等を図るため、案内所やコンシェルジュによるサービスの取組促進を行っており、京成電鉄では2015年(平成27年)12月に訪日外国人旅行者の玄関口の一つである成田空港の空港第2ビル駅に「SKYLINER & KEISEI INFORMATION CENTER」を設置したほか、JR東日本では仙台駅の旅行センターに外国人向けの案内所の設置を予定しているなど、取組が進められた。観光地の最寄り駅や新幹線駅等では、鉄道関連の乗換案内だけでなく、駅周辺の観光案内も行っているところが多く、充実した案内を行った。また、JRや大手民鉄の主要駅ではデジタルサイネージを使用した乗換案内、運行情報等の情報提供が進んだ。

4 観光案内拠点における案内機能の強化

観光案内機能強化について、事業者等への働きかけにより、コンビニエンスストアにおいて、無料公衆無線LAN、SIMカード販売、翻訳機を使用した実証実験、商品やチケット端末等の多言語化等のインバウンド対応の取組に着手した。

5 「ジャパンマーク」の統一

海外の見本市・展示会等をはじめとする我が国から海外に向けた発信の機会に、産業・文化等の幅広い分野において我が国の魅力を効果的に伝え、統一感のあるジャパンプランドを形成していくことを目的として、2015年度(平成27年度)より、関係府省等が対外発信のために使用するロゴを「ジャパンマーク」として統一した。2015年度(平成27年度)は、政策目的の異なる18種類の「ジャパンマーク」を海外の見本市・展示会等で活用した。



6 接遇研修プログラムの構築

東北運輸局で構築した訪日外国人旅行者への接遇向上を図るための研修プログラムについて、一般社団法人日本旅行業協会、一般社団法人日本ホテル協会等の研修で活用した。

7 消費生活相談体制の強化

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて増加が見込まれる在留外国人への対応等に向け、地域における情報提供や消費者相談に対応する体制の更なる充実を図るため、消費生活センターにおける、訪日外国人旅行者を含む在留外国人に対する消費生活相談体制の強化といった取組を支援すべく、都道府県に地方消費者行政推進交付金を交付した。

第5章 外国人ビジネス客等の積極的な取り込み、質の高い観光交流

第1節 外国人ビジネス客の取り込み強化

1 空港におけるファーストレーンの設置

訪日外国人旅行者の受入環境を整備し、国際会議の開催を促進することで、外国人ビジネス旅客を積極的に取り込むため、国際会議の参加者や重要ビジネス旅客に対して、2015年度(平成27年度)は成田空港・関西空港においてファーストレーンの設置が実現した。

2 観光立国推進のための一定範囲の短期滞在者に係る出入国手続の円滑化の実施

出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」(トラステイド・トラベラー)として特定し自動化ゲートの対象とする制度の2016年(平成28年)中の運用開始に向けて、所要の準備・検討を進めた。

3 ビジネスジェットの利用環境の改善

外国人ビジネス客の取り込み強化、我が国の国際競争力の強化等の視点からビジネスジェットの受入環境の改善を実施した。具体的には、羽田空港においてはビジネスジェットの運航計画の月次申請締切日及び確定日の早期化(5日前倒し)、関西空港においては訪日外国人のビジネスジェット利用者も使用可能なファーストレーンの設置、成田空港においてはビジネスジェットが利用可能なスポットの増設を行った。

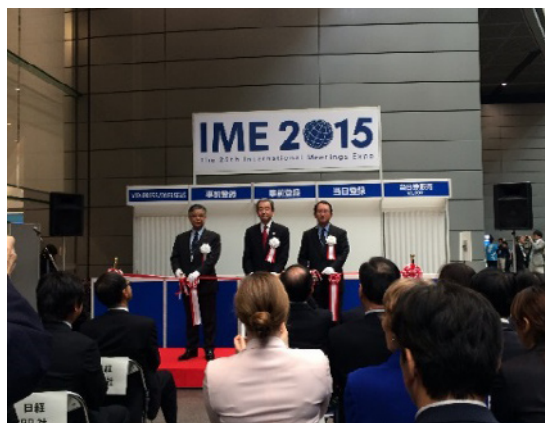
第2節 MICE⁵¹に関する取組の抜本的強化

2015年(平成27年)9月には、国内最大の訪日旅行商談会「VISIT JAPAN トラベル& MICE マーケット」に海外バイヤー25社、国内セラー30社が参加したほか、ファムトリップを5コース実施した。また、海外のMICE見本市出展事業では、2015年(平成27年)11月に開催された「IBTM World 2015」(スペイン・バルセロナ)において、日本からの出展者が過去最大の24団体を数えたほか、「IT & CM China 2015」(中国・上海)、「IMEX 2015」(ドイツ・フランクフルト)、「IMEX America 2015」(米国・ラスベガス)、「AIME 2016」(豪州・メルボルン)等に出展し、日本の認知度向上とMICE誘致の促進を図った。

2015年(平成27年)12月に開催した国際ミーティングエキスポ(IME)では、全国のコンベンション・ビューローやMICE関連事業者及び外国政府観光局など146団体が出展し、約3,500名の来場があった。特に、2015年度(平成27年度)事業では、IMEに合わせ、日本政府観光局(JNTO)が欧米、アジア等から19名の国際会議のキーパーソンを招請した。それにより、海外キーパーソンと出展者の間で効果的な情報交換を行うことができ、日本での国際会議開催のきっかけを提供できた。

これまでの国際会議誘致の取組により、2016年(平成28年)の「国際影響評価学会世界大会」(参加予定人数1,000名)、2019年(平成31年)の「第25回世界博物館大会」(同2,500名)、2019年(平成31年)の「第13回国際リハビリテーション医学会議」(同7,000名)等の大型国際会議の日本開催が続々と決定した。また、インセンティブ旅行に対する取組も強化した結果、台湾から約2,100名規模、

⁵¹ MICEとは、企業会議(Meeting)、企業の報奨・研修旅行(Incentive)、国際会議(Convention)、展示会・イベント(Exhibition/Event)の総称。



国際ミーティングエキスポ (IME)



インドネシアから約1,200名規模のインセンティブ旅行が実施される等大型インセンティブ旅行の催行が増加した。

1 MICE誘致による地域の活性化

(1) 寄附金の損金算入の特例等の対象となる国際会議の範囲の拡大

日本政府観光局 (JNTO) が国際会議の主催者に代わり寄附金を募集し、交付金を交付する制度の対象となる国際会議について、平成28年度税制改正において、「寄附金の損金算入の特例等の対象となる国際会議の範囲の拡大」が決まった。拡大するための要件は、参加国数については「日本を含むおおむね10か国以上」が「日本を含む3か国以上」に、全参加者数については「おおむね200人以上」という要件を撤廃、開催経費については「おおむね2,500万円以上」が「おおむね500万円以上」に緩和された。

寄附金の損金算入の特例等の対象となる国際会議の範囲の 拡大
 (所得税法法人税 個人 住民税法法人 住民税・事業税)

我が国における国際会議の開催件数を増加させるため、国際観光振興機構 (JNTO) が国際会議の主催者に代わり寄附金を募集し、交付金を交付する制度の対象となる国際会議の要件を緩和し、国際会議の誘致・開催を強力に促進する。

施策の背景

- 急速な経済成長を背景に、アジアにおける国際会議開催件数の増加は著しい状況にある。
- 国際会議は、学会や協会等の非営利の組織が主催しており、開催経費の多くは寄附に頼らざるを得ない状況であるため、寄附金を出しやすい環境を整える必要がある。

(参考)
「日本再興戦略」改定2015 (平成27年6月30日閣議決定) において「**2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。**」目標を設定

制度の概要

寄附者 (個人・法人) → 寄附金 ⇒ 課税優遇される → JNTO (特定公益増進法人) → 交付金交付 → 会議主催者

寄附金 ⇒ 課税優遇されない (crossed out)

要望の結果

以下の要件に合致する国際会議について、JNTOに寄附をした場合、寄附金の法人税・所得税が控除される。

＜現行の主な要件＞		➡	＜改正案＞	
外国人	おおむね50人以上		外国人	おおむね50人以上
参加国数	日本を含むおおむね10か国以上		参加国数	日本を含む3か国以上
全参加者数	おおむね200人以上		全参加者数	要件撤廃
開催経費	おおむね2,500万円以上		開催経費	おおむね500万円以上

⇒ 日本の国際会議の開催件数の底上げを行う。

寄附金の損金算入の特例等の対象となる国際会議の範囲の拡大 (概要)

(2) 日本政府観光局 (JNTO) による地方都市のニーズ、体制に応じたきめ細かなコンサルティング

2015年(平成27年)9月2日～3日(於:ホテル日航東京)及び2015年(平成28年)1月27日～28日(於:ホテル椿山荘東京)に実施した「JNTO インバウンド旅行振興フォーラム」の中で開催された「個別相談会」においてMICEデスクを設け、地方自治体、コンベンション・ビューロー、MICE関連事業者計約30団体に対し、個々のニーズに応じたコンサルティング等を行った。さらに、それぞれの期間中に実施した「MICE市場説明会」において、地方自治体、コンベンション・ビューロー、MICE関連事業者約150名に対し、日本政府観光局(JNTO)海外事務所のコンベンション専門職員による海外MICE市場の最新動向に関する講演や日本政府観光局(JNTO)のプロモーション方針等に関する講演を行った。

また、日本政府観光局(JNTO)コンベンション誘致部内に各都市ごとの担当者を設け、随時地方都市からの相談等に応じた。

(3) グローバルMICE都市事業

グローバルレベルのMICE誘致力を有する都市の裾野を拡充するため、国際会議の誘致に関し、十分な実力と意欲を有する都市を対象に、「グローバルMICE強化都市」の公募を行った。15の地方自治体から応募があり、外部有識者による「グローバルMICE戦略都市選定・評価委員会」において審査を行った結果、5つの地方自治体(札幌市、仙台市、千葉県千葉市、広島市、北九州市)を選定した。これらの都市に対して、国際会議の誘致競争力を持つ都市の育成を図るため、国がアドバイザー派遣やプロモーション等の集中的な支援を行った。

(4) 大学関係者等MICE主催者の掘り起こし

地域の特性を活かしたMICEの推進に係る調査事業において、大学関係者と地方自治体、コンベンション・ビューローとの連携推進の取組等、地域の特性を活かしてMICE誘致に成功した事例を取りまとめた好事例について、全国7地域において調査報告会・勉強会を開催し、普及・啓発に取り組んだ。

また、日本政府観光局(JNTO)は、2015年(平成27年)12月9日に東京(東京国際フォーラム)において、国内の国際会議主催者を対象とした「国際会議主催者セミナー」を開催した。約50名の参加者に対し、日本政府観光局(JNTO)の寄附金・交付金制度の説明及びAmerican Society of Association Executives(米国団体役員協会)⁵²より講師を招き、国際会議と学会等団体組織経営に関する講演を行った。

さらに、2016年(平成28年)1月19日に広島(合人社ウェンディひと・まちプラザ)にて広島観光コンベンションビューロー、広島大学、広島市と連携し、国内の国際会議主催者を対象とした「国際会議主催者セミナー」を開催した。約80名の参加者に対し、日本における国際会議の現状の説明や実際に国際会議を主催した教授による講演を実施し、国際会議・学会の開催を検討する主催者へ地方自治体や大学からの支援内容を紹介した。

2 戦略的な国際会議の誘致

(1) MICE誘致アンバサダー

2013年度(平成25年度)より観光庁が運営していた「MICE アンバサダープログラム」を2015年

⁵² American Society of Association Executives(米国団体役員協会)は、各種協会、学会などの役員等で構成され、非営利団体の運営技術の向上を目指して、総会・研修会の開催等を行っている。

度(平成27年度)より日本政府観光局(JNTO)が引き継ぎ、「MICE誘致アンバサダープログラム」として実施した。この新たなプログラムにおいては、従来の日本国内における国際会議開催の意義についての普及啓発活動に加え、それぞれの専門分野において具体的な国際会議の日本への誘致活動を行っている者を特定し「MICE誘致アンバサダー」に認定することとしており、2015年度(平成27年度)は、16名を認定した。

また、これまでの「MICEアンバサダー」の活躍により、2015年度(平成27年度)は、3件の大型国際会議の誘致に成功した。



MICE誘致アンバサダーのロゴマーク

(2) ユニークベニューの開発・利用促進

国際会議等のMICEの開催に際し、博物館や美術館、歴史的建造物、世界遺産などをレセプション会場、イベント会場として使用するケースが増えている。このように特別に開放された会場を「ユニークベニュー」(Unique Venue: 特別な場所)という。ユニークベニューでのイベントは、話題を呼ぶとともに参加者に文化や歴史的な体験を提供する機会を与え、MICEの成功と開催地を強く印象づけることができる。

2014年度(平成26年度)に取り組んだユニークベニューとして活用可能な施設・文化財等のリスト化を踏まえ、日本学術会議と連携し、国内利用者となる学会関係者への周知を図ったほか、日本政府観光局(JNTO)のホームページに掲載し海外向けに情報発信を行うとともに、一元的な問い合わせ窓口の設置を行った。

(3) MICEブランディングの展開

2014年度(平成26年度)に日本の新しいMICEブランドの構築・ブランディング事業を実施し、2015年度(平成27年度)から新しい日本のMICEブランドを市場に導入した。その一環として、2015年(平成27年)5月の「IMEX in Frankfurt」を皮切りに、日本のMICEブランドを体現したコンセプトやロゴを海外向けに発表した。また、海外の主権者向け広報活動として、統一感を持たせたデザインで日本のMICEブランドの認知度向上と差別化を図った。

また、2016年(平成28年)3月には、MICEの誘致・開催に取り組む地方自治体、コンベンション・ビューロー、MICE関連事業者等を対象として、シンポジウム「MICE誘致促進に向けたブランド戦略」を開催した。江崎玲於奈氏の基調講演をはじめ、海外都市からのプレゼンテーションやブランディングに関するパネルディスカッション等に



MICEブランドのロゴマーク



IMEX in Frankfurt



IMEX America

より、MICE関係者のグローバルな視点の造成、日本のMICEブランドの活用・各都市におけるブランディングの強化等を図り、オールジャパンでの広報・誘致体制を促進した。

3 インセンティブ旅行における重点市場の設定

インセンティブ旅行の重要市場である中国、韓国、タイ、台湾、インドネシア、マレーシアにおいて、日本政府観光局(JNTO)主催により、地方自治体やコンベンション・ビューロー等とともに、現地バイヤーを対象としたインセンティブセミナー及び商談会を実施した。また、広くネットワーキングの構築及びビジネスチャンネルの確保を図るため、米国、欧州、豪州等で開催される国際的なMICE見本市に出展した。



JAPAN インセンティブセミナー (マレーシア会場)



JAPAN インセンティブセミナー (シンガポール会場)

第3節 IRについての検討

統合型リゾート(IR)については、観光振興、地域振興、産業振興等に資することが期待されるが、その前提となる犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないための制度上の措置の検討も必要なことから、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」の状況やIRに関する国民的な議論を踏まえ、関係省庁において検討を進めた。

第4節 富裕層の取り込みと外国人長期滞在制度の利用促進

1 海外富裕層の地方誘客に向けた訪日プロモーション

日本政府観光局(JNTO)は、2015年(平成27年)11月30日～12月3日にフランス・カンヌにて開催された「International Luxury Travel Market CANNES 2015」(ILTM CANNES 2015)に、富裕層向けの商品を取り扱う日本の旅行会社及び旅館等12社と共同で出展した。「ILTM CANNES」は、約3,000名が参加する高級・豪華旅行をテーマとした完全事前アポイント制商談会であり、高級旅行商品を取り扱う海外の旅行会社等と訪日旅行商品の造成促進に向けて、約500件の商談を実施した。

2 外国人長期滞在制度の利用促進

2015年(平成27年)6月に、一定の要件を満たした外国人の長期滞在を可能とする制度が創設された。長期滞在制度の利用促進を図るため、日本政府観光局(JNTO)のウェブサイトや海外事務所主催のセミナー等を通じて制度内容の周知を図った。

第5節 質の高い観光交流の促進

1 文化資源、歴史的遺産の観光への活用

(1) 文化財の英語解説の改善・充実

【再掲】第Ⅲ部第3章第2節2(5)

(2) 世界文化遺産を活用した地域活性化

2015年度(平成27年度)に開始した「世界文化遺産活性化事業」により、世界文化遺産に登録された地域が行う多言語によるガイドツアーや文化財保存修理の見学会、保存修理作業の模擬体験プログラム等の企画・情報発信・普及活動等の取組を財政的に支援し、世界文化遺産が所在する地域の活性化及び地域への誘客を図った。初年度は、20件の事業に対し補助を行った。

(3) 「日本遺産 (Japan Heritage)」事業の創設

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定し、魅力ある文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、国内外に発信することにより、地域活性化を図る「日本遺産」を創設した。2015年度(平成27年度)は18件を認定し、認定地域が行う情報発信・人材育成、普及啓発、公開活用のための整備に対する財政支援のほか、6月に日本遺産フォーラム、11月にパリで日本遺産展を開催する等、日本遺産及び地域の魅力ある文化財の国内外への発信を行った。

日本遺産の例



「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜
(長良川の鵜飼漁の技術)



相良700年が生んだ保守と進取の文化
～日本でもっとも豊かな隠れ里一人吉球磨～(臼太鼓踊り)

(4) 文化資源、歴史的遺産の観光への活用

東京都上野地区の文化施設が連携し、年間3,000万人の集客を可能とするハード・ソフト両面にわたる施策を、上野「文化の杜」新構想として取りまとめた。その実行組織として、上野「文化の杜」実行委員会を2015年(平成27年)9月に立ち上げ、その第1弾の施策として、上野11施設による共通パスポート事業を展開した(2016年(平成28年)1月～5月)。

(5) 先住民族であるアイヌ文化等の発信

先住民族政策は、米国、北欧、豪州等先進国に共通する重要課題であり、我が国としても積極的

に取り組んでいる。国内外の多くの方にアイヌの歴史や文化、我が国のアイヌ政策を理解してもらうため、アイヌ文化復興等に関するナショナルセンターとして、北海道白老町に「民族共生の象徴となる空間」(以下「象徴空間」という。)を整備し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて一般公開する予定である。

2015年度(平成27年度)は、象徴空間の具体化に向けた取組として、国立のアイヌ文化博物館(仮称)や国立の民族共生公園(仮称)の基本計画の作成、象徴空間における体験交流等活動プログラムの検討を行った。また、アイヌ語の挨拶「イランカラプテ」(こんにちは)を北海道のおもてなしのキーワードとし、アイヌ文化の普及啓発と一体となった観光振興の取組を展開するとともに、海外に向けた情報発信の強化に向け検討を開始した。

(6) 北海道における歴史・文化を活用したインバウンド観光の振興

北海道における独自性ある歴史・文化コンテンツを観光資源として活用し、インバウンド観光需要の拡大を図るため、国内在住外国人によるモニターツアー等により外国人の視点による関心の高いコンテンツの発掘を行うとともに、外国人旅行者を惹きつけるためのストーリーにより構成された歴史・文化コンテンツを海外向けPR冊子として整理した。



モニターツアーの様子
(北海道網走市「北海道立北方民族博物館」)

(7) 産業遺産等を活用した産業観光の推進

産業観光の関係者のモチベーションを高めるため、産業観光による観光まちづくりを実践し、他の地域の模範となる地域を表彰する産業観光まちづくり大賞(主催:公益社団法人日本観光振興協会)について、知多半島観光圏協議会等の5団体を表彰した。

2 文化芸術を通じた国際交流の推進

外国人芸術家が一定期間滞在し、制作活動等を実施するアーティスト・イン・レジデンスの取組を推進し、地域の魅力の再発見や文化芸術の創造活動を促進した。

また、アート・アニメ等のポップカルチャーの発信を強化するとともに、在外公館・国際交流基金(JF)を通じて、海外ネットワークを活用し、日本の多様な魅力を海外に伝えるべく、文化事業、専門家の派遣等の人的交流事業を実施した。

例えば、2015年(平成27年)7月のミュンヘン日本祭りでは、在外公館が現地団体と共催し、日本舞踊等の日本文化を紹介する事業を実施した。また、国際交流基金(JF)では、2015年度(平成



ミュンヘン日本祭りの様子



北陸朝日放送「金沢百景」(c)HAB



NHK「カーネーション」(c)NHK

27年度)より、商業ベースでは日本のコンテンツが放送されない国・地域に対し、日本のテレビ番組を集中的に無償提供する取組を新たに開始しており、中南米、アフリカ等の一般市民に向け、アニメやドラマ等の放送を通じ、日本文化や社会の魅力を紹介した。

3 歴史・文化等に関心の高い観光客層の取り込み

(1) 日中韓三国の取組

【再掲】第Ⅲ部第1章第3節4

(2) 現地の日系人コミュニティ等と連携した訪日プロモーション

【再掲】第Ⅲ部第1章第3節3

第1節 オリンピック・パラリンピック開催をフルに活用した訪日プロモーション

1 大規模スポーツ国際大会を契機とした訪日プロモーション

ラグビーワールドカップ2015イングランド大会を訪日促進に資する好機と捉え、ロンドン市内に設置されたジャパンパビリオンにおいて、2015年（平成27年）10月24日～30日に、官民一体となって日本の魅力を世界に発信する「ジャパンプレゼンテーション事業」として、「PRESENTING JAPAN」を開催した。具体的には、訪日プロモーション映像の放映や観光コンシェルジュブースの設置により、世界中から集まるラグビーファンやメディアに向けて、日本の観光情報を発信した。

2 2020年東京大会を見据えたICTを活用した多言語対応の推進

2015年（平成27年）7月に国や東京都、大会会場周辺の地方公共団体や民間団体等で構成される「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」が関連のICTを保有している企業・府省庁の協力も得て、「多言語対応・ICT化推進フォーラム～人と技術によるおもてなし～」を開催し、訪日外国人旅行者の受入環境整備等を行う全国の地方自治体・民間団体を対象に先進的取組事例や最新のICTの技術動向などの情報提供を行った。

第2節 全国各地での文化プログラムの開催

1 文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議

「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（2015年（平成27年）11月27日閣議決定）において、日本文化の魅力を発信していくこととしており、我が国の地域性豊かで多様性に富む文化を通じた機運醸成に関する情報共有及び連携等を目的として、関係省庁、東京都、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を構成員とする「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議」を開催した。

2 全国各地での文化プログラムの開催

2015年（平成27年）7月に「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想」を策定・公表した。同基本構想を踏まえ、文化庁と組織委員会、内閣官房、東京都等が連携して、文化プログラムの実施に向けた検討を進め、2016年（平成28年）3月には、政府・東京都が一体となって文化プログラム（「beyond2020プログラム」）を推進することを発表した。

また、地域の様々な魅力ある文化・芸術の取組や文化・芸術の担い手の育成に関する支援、芸術団体や劇場・音楽堂等によるトップレベルの舞台芸術活動等への取組支援、国立文化施設の観覧・鑑賞機会の充実等の環境整備を実施した。

第3節 オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備

1 無料公衆無線LAN環境の整備・多言語対応の徹底

「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」と連携して、多言語対

応の改善・強化を行い、先進事例の共有を行った。

「無料公衆無線LAN整備促進協議会」の体制を活用した働きかけにより、2015年度(平成27年度)から都営地下鉄等において無料公衆無線LAN環境の提供を開始した。2016年度(平成28年度)からは東京地下鉄等においても提供開始を予定している。

2 東京駅の案内等の改善

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の玄関口の一つとなる東京駅において、案内サインの分かりやすさや連続性についての現状調査、訪日外国人旅行者や障害者等の移動制約者の視点を踏まえた改善点の把握、モデル的な案内サインシステムの構築を検討するための検討会が行われ、国土交通省は鉄道事業者とともに参画した。同検討会においては、東京駅における案内サインの改善方策が取りまとめられた。

また、新宿駅を対象として分かりやすい案内サインを実現するために設置された検討会に参画し、分かりやすい案内サインなどの基本ルールが取りまとめられた。

3 道路標識改善の推進

2016年(平成28年)1月、道路標識適正化委員会東京都部会において、東京都内を対象に、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた道路標識改善の取組方針」を策定し、同年2月より、秋葉原、蒲田(羽田空港周辺)において、英語表記改善、路線番号の活用、ピクトグラム・反転文字の活用、通称名表記・文字サイズ拡大、歩行者系標識の充実等による道路標識の改善に着手した。また、周辺地域(千葉県、埼玉県、神奈川県)においても、道路標識改善の取組方針の策定に向けて検討を実施した。

第4節 オリンピック・パラリンピック開催効果の地方への波及

1 スポーツ振興を通じた国内外からの誘客

(1) スポーツ振興を通じた国内外からの誘客

地方公共団体、スポーツ団体、企業(スポーツ産業、観光産業)等が一体となってスポーツを核とした地域活性化を行う組織である「地域スポーツコミッション」が行う、スポーツを地域資源としたツーリズムの推進やイベントの開催・大会誘致等の取組に対し支援を行った(2015年度(平成27年度)は8地域の取組を支援)。



2015年度(平成27年度)スポーツによる地域活性化推進事業「地域スポーツコミッションへの活動支援」採択地域

(2) ラグビーワールドカップ2015イングランド大会を通じた日本の魅力発信

【再掲】第Ⅲ部第6章第1節1

(3) ラグビーワールドカップ2019日本大会等の国際大会の着実な開催

ラグビーワールドカップ2019日本大会については、政府の方針として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会と一体的な準備を進めることとされている。

総務省においても、試合開催自治体の相談窓口を設置するとともに、過去のニュージーランド大会やイングランド大会の試合開催都市を対象に、国際的なスポーツ大会を通じた地域活性化の手法について調査研究を行い、2019日本大会開催自治体等に周知を行った。

ラグビーワールドカップ2019日本大会以外の国際大会については、スポーツ庁において、2017札幌アジア冬季競技大会、2019世界女子ハンドボール選手権、関西ワールドマスタースゲームズ2021、2021年世界水泳選手権大会などの国際競技大会の招致や開催に向けた協力・支援を行っている。

2 地方への旅行の促進

(1) 企画乗車券の利便性向上

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会観戦のために訪日した外国人旅行者が、東京のみならず日本各地を訪問するよう、企画乗車券の造成等を促進してきており、多種多様な企画乗車券が販売されている。各事業者に取り組む促してきたところ、企画乗車券の開発・改善が進み、JR東日本では、東京から東北・北海道エリアを利用できる「JR East-South Hokkaido Rail Pass (JR東日本・北海道レールパス)」(2016年(平成28年)4月1日から)が発売されるほか、現在発売中の「JR EAST PASS」を2つのエリアに分け「JR EAST PASS[Tohoku Area] (JR東日本パス(東北エリア))」、「JR EAST PASS[Nagano, Niigata Area] (JR東日本パス(長野・新潟エリア))」に見直すことにするなど、利用者の利便性の向上が図られた。

(2) オリンピック・パラリンピックに向けての訪日外国人旅行者の鉄道利用についての課題共有

訪日外国人旅行者が鉄道利用に大きな関心を寄せるよう、大会機運の醸成を兼ねた取組を検討することが必要であり、国土交通省と鉄道事業者が課題について情報共有を実施した。

3 ホストタウンの推進

「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」(2015年(平成27年)11月27日閣議決定)において、地域の活性化等を推進するため、事前キャンプ誘致等を通じ大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として全国各地に広げることとしており、2016年(平成28年)1月、第1次登録団体(44組)を公表した。

第5節 オリンピック・パラリンピック開催を契機としたバリアフリー化の加速

1 オリンピック・パラリンピックに向けた更なるバリアフリー化

2014年度(平成26年度)に国土交通省内に設置した「バリアフリーワーキンググループ」において、2020年(平成32年)に向けて今後重点的に取り組むべきバリアフリー施策について検討し、2015年(平成27年)8月に取りまとめを公表した。また、空港から競技会場周辺駅等までの連続的

なエリアにおいてバリアフリー化に向けた調査を実施し、具体的な施策の検討を行うとともに、地方の主要な観光地の調査を行い、バリアフリー化評価指標の作成に向けた検討を行った。

2 ホームドアの整備促進

視覚障害者をはじめ、全ての駅利用者のホームからの転落を防止するための設備としてホームドア等は非常に効果が高く、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)(バリアフリー法)に基づく基本方針及び交通政策基本計画を踏まえ、その整備を促進した。また、車両扉位置の相違やコスト低減等の課題に対応可能な新たなタイプのホームドアの技術開発を推進した。

3 鉄道車両の車椅子スペース、ハンドル形電動車椅子の利用について

「バリアフリー整備ガイドライン(車両等編)」において、鉄道車両の車椅子スペースについては、各路線の利用実態を踏まえ、車椅子使用者等の利用が多い場合には、車椅子スペースを増設することが望ましいとしており、鉄道事業者に周知した。

ハンドル形電動車椅子による鉄道利用においては、障害者手帳等の提示によりハンドル形電動車椅子が真に必要なことを示すことが必要であり、外国人に対応したルールとなっていない。このため、利用者の要件の合理化に向けた検討を進めるよう、鉄道事業者に要請した。

4 航空分野のバリアフリー化

空港及び航空機のバリアフリー化について、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、世界トップクラスのバリアフリー化の実現という目標を掲げ、検討を進めた。具体的には、ロンドン大会時の取組事例の調査や、空港ビル会社、航空会社といった関係者との意見交換を実施し、「みんなが使いやすい空港旅客施設計画」の改定に向けた検討を行った。

5 首都圏の更なるバリアフリー化等の推進

成田・羽田空港ターミナル、主要ターミナル駅、大会競技施設までのルート及び最寄り駅、東京の人気観光スポット及び最寄り駅等を結ぶ連続的なエリアにおいてバリアフリー化と連続的な案内サインの整備に向けた調査を実施し、具体的な施策の検討を行った。

羽田空港においては、国際線の出国エリアに案内カウンターを増設し、案内や介助を必要とする旅客への支援体制の強化を図ったほか、国内線の到着階でより利用しやすいトイレの新設等に関する取組を進めた。また、情報ユニバーサルデザインの実証実験(ICTを活用した支援)等を行った。

成田空港においては、車椅子等の台数増設を行った。また、旅行会社と連携し、聴覚障害のある方、ご高齢による中途失聴・難聴者の方等が気軽に海外旅行を楽しめることを目的として、旅の玄関口である空港内のバリアフリー設備等の見学講座を実施した。

6 ユニバーサルツーリズムの促進

高齢者や障害者等を含む誰もが旅行を楽しむことができる環境を整備するため、これまで行ってきた地域の受入体制強化及び旅行業者取組拡大に係る効果検証を行った。また、引き続き地域の受入体制を強化するため、バリアフリー旅行相談窓口の多言語化を含めた活動強化を行った。さらに、乳幼児連れや妊産婦の旅行についても調査・検討を行い、その結果を踏まえ「子育て家族にやさしい旅行促進シンポジウム」を開催するなど、ユニバーサルツーリズムの更なる普及促進を図った。

第1節 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関する施設及び公共施設の整備

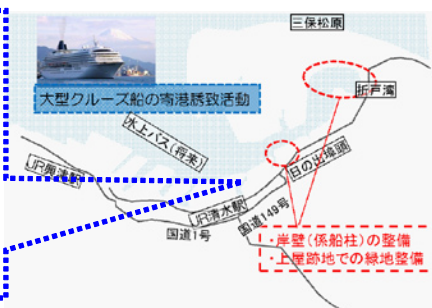
1 観光振興等に資する地域づくり、街並み整備

大型クルーズ船誘致のための港湾施設の整備検討、新たな観光拠点の創出のための基盤整備の検討等、官民が連携し、民間の事業活動と一体的に実施する地域活性化に資する基盤整備事業について、その事業化検討経費を支援した。

世界遺産「富士山」を望む美しい港清水港の観光を核とした地域活性化検討調査(平成27年度実施事例:静岡県)

民間の取組

- ・PFIによる既存上屋の大規模改修及び撤去する上屋の跡地における地域交流施設の整備と運営
- ・既存水上バスの拡充や、レンタサイクル事業などの社会実験を予定



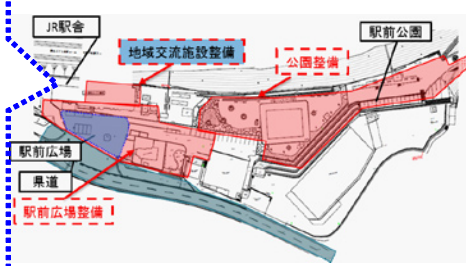
【調査内容】

清水港において、更なる大型クルーズ船の積極的な誘致活動を進めるにあたり、早急に必要な港湾施設を整備するとともに、物流から交流空間への転換を適切に図るため、観光機能の拡充に向けて、交流拠点機能強化の検討、上屋跡地における地域交流施設整備のPFI導入検討、港内交流拠点のネットワークの検討等を行う。

JR勝沼ぶどう郷駅及び周辺地区における地域活性化に関する調査(平成27年度実施事例:甲州市)

民間の取組

- ・PPP/PFI事業者による地域交流施設の整備・運営管理
- ・JR東日本によるびゅう旅行商品の新設
- ・JAフルーツ山梨による果物販売施設とレストランの新設



【調査内容】

甲州市勝沼ぶどう郷駅において、勝沼ぶどう郷駅改修に伴い、来訪者に対する対流拠点、物販拠点づくりを進め、行政と民間が連携しながら役割分担を行い効果的に整備を推進するため、対流拠点物販拠点づくりに際し、PPP/PFI導入可能性検討、基盤整備における機能・活用手法等の検討を行う。

官民連携基盤整備推進調査費の活用事例

広域観光振興等による地域の自立と活性化を図るため、複数都道府県が連携・協力して作成する「広域的な地域活性化基盤整備計画」に対する支援を実施している。2015年度(平成27年度)は、広域観光の活性化等を目的とした計画を作成している31府県52計画に対して「広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律」(平成19年法律第52号)に基づき交付金を交付した。



観光振興等に資する地域づくり・街並みの整備を推進するため、広域的な地域活性化基盤整備計画や都市再生整備計画に基づく事業の支援等を行うとともに、住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行う街なみ環境整備事業を推進した。

2 都市再生・地域再生に資する市街地再開発事業の推進

駅周辺をはじめとした中心市街地等において、地域の観光の拠点となる商業施設等の建築物や、道路、駅前広場等の公共施設の整備を行うことにより、観光地域にふさわしい魅力ある都市空間の形成を図った。

第2節 旅行業務に関する消費者保護

旅行業務の適正な運営とともに、旅行取引の公正の維持や旅行者の安全確保等、引き続き消費者保護に取り組んだ。特に、2014年度(平成26年度)に策定した「OTA(オンライン旅行取引業者)ガイドライン」については、対象となるオンライン事業者に遵守を働きかけたほか、観光庁ホームページ、政府広報等で消費者に対する周知を行った。

第3節 旅行事業者における安全対策

2016年(平成28年)1月に長野県軽井沢町におけるスキーバス事故が発生したことを受け、旅行業者に対し、再発防止策や旅行の安全確保を図るよう周知を行うとともに、抜き打ちの立入検査及び指導を行った。さらに、有識者から成る「軽井沢バスツアー事故対策検討委員会」を開催し、再発防止策等について議論を行った。また、ツアーを催行した主催旅行業者3社に対しては、3月に登録行政庁から業務停止命令又は登録取消しの措置を講じた。

第4節 高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備

1 公共施設等のバリアフリー化

公共交通機関等の旅行関連施設のバリアフリー化については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)等を踏まえ、関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、バリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等、一体的・総合的なバリアフリー化を推進している。

(1) 公共交通機関等

旅客施設においては、地域の実情に鑑み、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえてバリアフリー化を推進し、原則として1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設のバリアフリー化を優先的に行った。また、車両等においては、鉄軌道車両やバス車両、タクシー車両について、バリアフリー化を行った。

(2) 歩行空間

道路においては、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等について、幅の広い歩道等の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備といったバリアフリー化を行った。その他、音響式信号機、経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機、高輝度標識等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示等の整備を実施した。

(3) 都市公園等

都市公園の整備に当たっては、安全で安心できる利用のため、バリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を進めた。

また、身近な自然空間である河川等の魅力を誰もが享受できるよう、まちづくりと一体となった水辺整備等を実施した。

2 ユニバーサルツーリズムの促進

【再掲】第Ⅲ部第6章第5節6

3 地域公共交通の活性化・再生

観光振興を図る上では、観光旅客等の来訪者の移動の利便性や回遊性向上の観点からも、地域公共交通の充実が重要である。2014年(平成26年)11月に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成26年法律第41号)に基づき、地方公共団体を中心として地域の関係者との合意の下で、まちづくりや観光施策と連携した、面的な地域公共交通ネットワークを再構築することとしている。このため、国としては、計画作成のための手引きの作成・公表や、地方公共団体の担当者向けの研修の充実、地方運輸局の組織体制の整備などを行い、2016年(平成28年)3月末までに92件の地域公共交通網形成計画が国土交通大臣に送付された。

また、2015年(平成27年)8月には、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及び「独立行

政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」(平成14年法律第180号)が改正され、BRT⁵³やLRT⁵⁴、ICカードシステム導入等のための支援メニューの多様化が図られた。

4 バスの利便性向上

GPS等を利用し、停留所やウェブ上でバスの位置情報が得られる「バスロケーションシステム」について、引き続き導入支援を図った。

5 道路交通の円滑化

信号機、道路標識等の交通安全施設等の整備を推進するとともに、交通管制システムにより、車両感知器等で収集した交通量や走行速度等のデータを分析し、その分析結果に基づき信号の制御や交通情報の提供を行うことにより、複雑・過密化した交通を効率的かつ安全に管理して、交通の安全と円滑の確保を図った。

6 自転車利用環境の整備

国土交通省と警察庁が2012年(平成24年)11月に共同で策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の周知や技術的助言を通じて、自転車ネットワーク計画の作成や自転車通行空間(自転車専用通行帯等)の整備等を推進した。さらに、これらの作成・整備等を促進するため、国土交通省と警察庁が共同で有識者による検討委員会を開催し、現行のガイドライン改定に向けた検討を実施した。

第5節 観光地域における環境の保全等

1 国立・国定公園の保護と利用の推進

吉野熊野国立公園の大規模拡張や京都丹波高原国定公園の新規指定、広範な関係者の協力体制による質の高い利用サービスの提供を行うなど、国立・国定公園の保護及び適正な利用を図り、自然公園の魅力の向上を図った。

また、我が国の優れた自然景観を生かした自然とのふれあいを推進するため、遊歩道、休憩所・広場、駐車場、公衆便所等の安全で快適な公園利用施設のユニバーサルデザインを推進するとともに、自然公園指導員及びパークボランティアの研修等を実施し、利用者指導の充実を図った。

2 世界自然遺産地域の適正な保全・管理

世界自然遺産の「知床」、「白神山地」、「小笠原諸島」及び「屋久島」について、科学的知見に基づき適切な保全・管理を行った。小笠原諸島では侵略的外来種であるグリーンアノールの重点的防除対策を継続し、屋久島では登山者が集中する縄文杉デッキの改修を行った。世界自然遺産の国内候補地である奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、自然環境の保全方策の検討や保全体制の構築等、遺産登録に向けた取組を進めた。

⁵³ BRT(Bus Rapid Transit)とは、連節バス、PTPS(公共車両優先システム)、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムのことをいう。

⁵⁴ LRT(Light Rail Transit)とは、低床式車両(LRV)の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システムのことをいう。

3 皇室関連施設の魅力の発信

新任の外国の特命全権大使が信任状を天皇陛下に捧呈する儀式である信任状捧呈式は年に30回程度行われている。その捧呈式に臨む新任大使の送迎を行う馬車列の運行予定について、宮内庁及び日本政府観光局(JNTO)のホームページにそれぞれ日本語と英語で掲載した。また、観光関係団体、ホテル、旅館等に対して周知を図るため専用メーリングリストを作成した。

第6節 観光に関する統計の整備

観光庁は、国民を対象として旅行回数、時期、旅行消費の内容など旅行動向を把握する「旅行・観光消費動向調査」、宿泊施設を対象として延べ宿泊者数、稼働率などの動向を把握する「宿泊旅行統計調査」、訪日外国人旅行者を対象として訪日の目的、訪問地、消費額などの消費動向を把握する「訪日外国人消費動向調査」の結果について公表している。

上記の統計のうち、「旅行・観光消費動向調査」、「訪日外国人消費動向調査」は四半期周期で公表しているが、「宿泊旅行統計調査」は、2015年度(平成27年度)より公表周期を四半期から月次に変更し、調査対象月の翌月末に1次速報、翌々月末に2次速報を公表することとした。

また、地域レベルの観光統計について、観光地域経済の「見える化」推進事業を実施し、地域における入込客数、消費額等のデータの収集・分析手法について、モバイルデータなどの活用も含めた検討結果を取りまとめた。さらに、これらの手法を各地域が活用できるよう、DMOシンポジウム等で普及に努めた。

都道府県別の旅行者数、観光消費額の把握について、既存の観光統計データを用いた推計手法の検討を行った。